

公共施設再配置計画



平成27年2月

富士川町

目 次

第1章 公共施設再配置計画について

1	再配置計画の目的	1
2	再配置計画の位置付け	1
3	再配置計画の必要性	2
4	再配置計画の基本方針	4
5	再配置計画の計画期間	6
6	再配置計画の対象施設	8

第2章 公共施設を取り巻く現状と課題

1	人口の現状と課題	10
2	財政の現状と課題	11
3	施設の現状と課題	14
4	維持管理費の現状と課題	15
5	将来更新費用の推計	33
6	課題の整理	34

第3章 公共施設再配置計画の策定

1	再配置計画策定5原則	35
2	整備方針と将来構想	36
3	再配置計画の整備期間	44

参考資料 公共施設再配置計画策定検討委員会について

1	検討経過	45
2	富士川町公共施設再配置計画策定検討委員会委員名簿	50
3	富士川町公共施設再配置計画策定検討委員会設置要綱	51

第 1 章

公共施設再配置計画について



1 再配置計画の目的

本町は、平成22年3月に旧増穂町と旧鯉沢町の2町の合併により誕生しましたが、旧町からの施設を引き継いでいるため、用途目的が重複している施設や老朽化が進んでいる多くの施設を保有しています。また、地方交付税の合併算定替による交付税が平成27年度から段階的に縮減されることが見込まれる中、公共施設を従来どおりの維持管理や、改修方法を続けていくだけでは、厳しい財政状況を更に逼迫させ、他の行政サービスに大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

そこで、中長期的な視点にたち、計画的、戦略的な公共施設のマネジメントに取り組む必要があると判断し、本計画の対象施設の基礎的情報を収集するとともに、それぞれの課題を様々な観点から、課題解決に向けた公共施設の在り方を検討するため、「富士川町公共施設再配置計画策定検討委員会」を平成26年6月に設置しました。

こうした中、平成26年度は、本町を取り巻く社会環境の変化や人口減少、厳しい財政状況などを踏まえ、公共施設の実態に関する情報を町民の皆様と共有し、公共施設の有効活用、統廃合などの検討を進め、公共施設の効率的な管理運営を推進するため、その方針である「富士川町公共施設再配置計画」を策定することとしました。

2 再配置計画の位置付け

本計画は、平成24年3月に策定した、本町の上位計画である第一次富士川町総合計画に基づき、総合計画に掲げる主要施策である「庁舎等の整備」や「公共施設の耐震化の推進」に取り組むため、将来を見据えた施設面の取組みに関して、横断的な指針を提示するものであります。

さて、本町の公共施設の耐震化や大規模改修については、これまで子供たちが使用する小中学校や保育所を優先し、整備してきましたが、公共施設の寿命は、一般的には鉄筋コンクリート造の場合は築30年程度経ると大規模改修が、築60年程度経ると建替えが必要になると言われています。

こうした中、本町においては、昭和30年代後半から昭和50年代に整備された本庁舎や分庁舎、町民会館などの老朽化が進み、倒壊等の人命に関わる被害に繋がる危険性が高まることから、老朽化の進展に応じて、順次、大規模改修や建替えが必要であると考えています。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の痛ましい被害を鑑みても、公共施設の耐震・老朽化対策は、本町にとっても大きな課題となっています。

こうしたことから、新たな住民ニーズや地域の特性などに配慮しつつ、公共施設の活用方法などを見直す、「公共施設の再配置」を実現することで、公共サービスの充実を図り、更なる住民サービスの質の向上への取り組みを行う必要があると考えています。

また、2027年に東京・品川～名古屋間で開業予定のリニア中央新幹線計画のルートは、本町の北部から西側を通り南進する計画であり、そのルート上に設置されている利根川公園スポーツ広場や町民体育館、ますほ児童センターの3つの公共施設は移転対象となるため、利根川公園全体のバランスと移設を含めた対応を考える必要があります。



3 再配置計画の必要性

(1) 少子高齢化や将来人口予測がもたらす影響

人口減少や少子高齢化の進展は、増加する高齢者を支える生産年齢人口（15～64 歳）の減少によって経済規模が縮小されることから、医療や福祉、教育、生活環境など、様々な分野に影響することが懸念されています。

また、行政運営の根幹となる税収も減少が予想される中で、少子高齢化対策として使われる教育、医療、福祉などの予算の増加は、今後も、引き続き見込まれています。

こうしたことから、公共施設の維持管理や建替え更新にかかる予算を従来どおりに確保していくことは、困難になることが想定され、公共施設における行政サービスの提供を持続可能なものにしていくためには、将来的な人口や人口構成、財政規模に相応しい公共施設の再配置の実現に向けて、取り組んでいく必要があります。

(2) 深刻極める公共施設の老朽化

本町においても、厳しい財政状況が続く中、公共施設の老朽化が進んでいます。公共施設の老朽化が進むと倒壊等の人命に関わる被害につながる危険性が高まり、適切な時期に改修・更新・建替えを行うことは、町民に安心・安全な施設サービスを提供する上で、最優先すべき課題であります。

こうした中、本町の公共施設は順次、大規模改修や建替えの時期を迎えることとなり、その経費は膨大な財政負担が必要となります。この「公共施設の老朽化問題」は、本町の今後の行財政運営に極めて大きな影響を及ぼす問題として、深刻に受け止めなければなりません。

また、本町の公共施設の実態をできる限り正確に把握し、将来生じる恐れのある改修や更新投資額を予測し、次世代により良い資産として引き継げる公共施設の整備、改修・更新、管理運営のあり方を示す必要があります。

そこで本計画では、単に公共施設の廃止・縮小を推進するのではなく、中長期的な観点で効果的・効率的な整備・管理運営を行うことで、町民が安心・安全で持続可能な公共施設を利用できることを願い、策定するものであります。

こうしたことから、今後30年、40年先を見据え、複合化などによって機能を充実させたり、より少ない施設で効果的・効率的なサービスを提供するなど、新しい時代にあった公共施設に再編することを目指しています。

(3) 2町合併に伴う公共施設の重複解消

公共施設は、それぞれの設置目的に沿って、多くの町民の皆様が利用するまちづくりの拠点であり、町民全体の貴重な財産であります。

本町の主要な公共施設は、昭和30年代後半から昭和50年代に旧町の人口規模や当時のニーズに対応するため、それぞれの地域で整備されました。

公共施設を保有することは、町民の貴重な財産となる反面、維持管理費、改修費などのコスト（経費）が必要となり、そのコストの大部分は、町民の皆様の税金によって賄われることから、施設が増えれば増えるほど、コストは増加し、施設がある限りコストが必要となります。



こうしたことから、2町合併に伴って、設置目的や施設機能が類似して重複することとなった公共施設の再配置について検討し、そのことの結果が、公共施設全体の保有総量の抑制に繋がるようにしていくことが必要となります。

(4) 大きな役割を果たす公共施設再配置

本町を取り巻く社会環境は、人口の減少や少子高齢化、厳しい財政状況などによる行政運営が続くことが想定されますが、今後も商業施設の誘致や観光・地場産業の振興などによる地域経済の活性化を図り、町税収入の増加に向けて、引き続き財源確保に努めていきます。

しかしながら、いまだに先行き不透明な経済情勢であることから、緊急突発的な財政危機に陥った場合のリスクマネジメント（危機管理）的な財政対策（財源確保）として、公共施設再配置の果たす役割は大きいものと言えます。

(5) 町民の大きな期待を結果で残す

時代とともに、町民の皆様のゆとりや豊かさに対する価値観や判断基準は大きく変化します。

これにより、行政が担うべきサービスの分野と内容も、限られた財源の配分を前提に、大胆かつ柔軟に見直しをしていく必要があります。

こうしたことから、コスト削減と行政サービスの維持・向上の両立を図るためには、町民の皆様が期待する公共施設の役割や機能を、時代の変化に対応させ、利用状況を踏まえた上で、それぞれの地域特性や利用者サイドの視点から大胆かつ柔軟に見直すことが、公共施設再配置計画となります。



4 再配置計画の基本方針

(1) 策定の目的

本町は、平成24年3月策定の「第一次富士川町総合計画」の中の主要施策に、庁舎等の整備や公共施設耐震化の推進を位置づけていますが、公共施設の耐震化及び大規模改修については、これまで、子供たちの使用する小中学校、保育所を優先し、整備してきました。

一般的には、鉄筋コンクリート造の建物の場合は、築30年程度経ると大規模改修が、築60年程度経ると建替えが必要になると言われています。

今後は、財政状況が厳しさを増す中、昭和40年代から昭和50年代に整備された本庁舎、分庁舎、町民会館などの老朽化が進み、倒壊等の人命に関わる被害につながる危険性が高まることから、老朽化の進展に応じて、順次、大規模改修や建替えが必要となります。

こうしたことから、新たな住民ニーズや地域の特性などに配慮しつつ、公共施設の活用方法などを見直す、「公共施設の再配置」を実施することで、公共サービスの充実を図り、更なる住民サービスの質の向上への取組みを行う必要があると考えています。

(2) 基本方針

公共施設の再配置にあたっては、当該施設の「施設状況」、「利用状況」、「施設維持管理費」、「用途別・地域別設置状況」などを基に、次の基本方針により取り組んでいきます。

基本方針

- ① 必要性の検証
- ② 機能性の向上
- ③ 公平性の確保
- ④ 地域性の配慮

① 必要性の検証

公共施設ごとに、施設が持つ性質や位置づけなどを確認し、今後も町がその施設を保有し、サービスを提供し続ける必要性について再検証します。

② 機能性の向上

公共施設に対する住民のニーズは多様化、高度化してきています。しかし、地域によって住民のニーズには差が生じているのが現状と言えます。住民が利用しやすい施設整備を検討していく上で、地域の特性を十分に調査・分析し、そこに暮らしている住民の要望を的確に把握するとともに、既存の施設の利用状況等を精査し、バランスのとれた施設配置を進めていくことが重要となっています。

また、施設整備を進めていくにあたり、行政分野の枠を超えた行政サービス（ワンストップサービスなど）について検討していくことが、住民の利便性を考えていく上で、大変重要な課題となってきます。



このようなことを踏まえ、住民が利用しやすい施設整備について、施設の集約化・複合化・統廃合の観点から検討を進めます。

③ 公平性の確保

公共施設の運営に係る経費は、利用者からの使用料や税などにより賄われています。このことから、施設の利用状況や配置状況などを基に、利用機会の公平性の確保に努めます。

④ 地域性の配慮

本町は、平成22年3月に「増穂町」と「鯉沢町」が合併し、『富士川町』として誕生しました。それぞれの歴史や伝統を引き継ぎ、あらたな文化として築いていく必要があります。多様な歴史・自然・文化・風土を育んできた地域の「つながり」や人々の心の「絆」を大切にしつつ、地域の特色を最大限に活かしたまちづくりを推進する観点から、地域と密接な関係にある公共施設については、それらに配慮した取組みを行っていきます。

(3) 施設整備にあたって考慮すべき事項

効果的な公共施設再配置等の施設整備を進めていくためには、必要な財源手当てとしての補助金や起債の検討はもとより、あらゆる手法の導入を検討するなど、一般財源の負担を軽減するよう努めます。また、将来的に行政需要が見込まれないものは、賃貸や売却等により財源の確保に努め、他の施設の改修・建替えの費用に充てるなど、財政負担の軽減を図ります。

このほか、施設整備を進めていく際に、①借地している公共施設 ②ユニバーサルデザインにそった施設整備 ③環境に配慮した付加価値（太陽光発電の導入など） ④避難場所として活用が想定される施設（耐震性の確保など）などの事項も考慮します。

(4) 今後の展開について

今後は、公共施設再配置等の事業実施にあたっては、この「4つの基本方針」に基づき、将来の財政負担と将来人口及び人口構成の予測を考慮していきます。その中で、改修の優先順位が高い施設、逆に将来的には売却や廃止が求められる施設、そして、集約化・複合化・統廃合による効果が高い施設などを洗いだし、順次、用途別の分類を基本とした再配置計画（個別）を策定し、事業を進めていきます。

また、施設の集約化・複合化・統廃合を実施することで、公共サービスの充実を図り、住民サービスの質の向上を目指していきます。

なお、それぞれの事業の具体化は、第一次総合計画（実施計画）の中に位置づけると共に、公共施設等総合管理計画を視野に入れながら、計画的に推進していきます。



5 再配置計画の計画期間

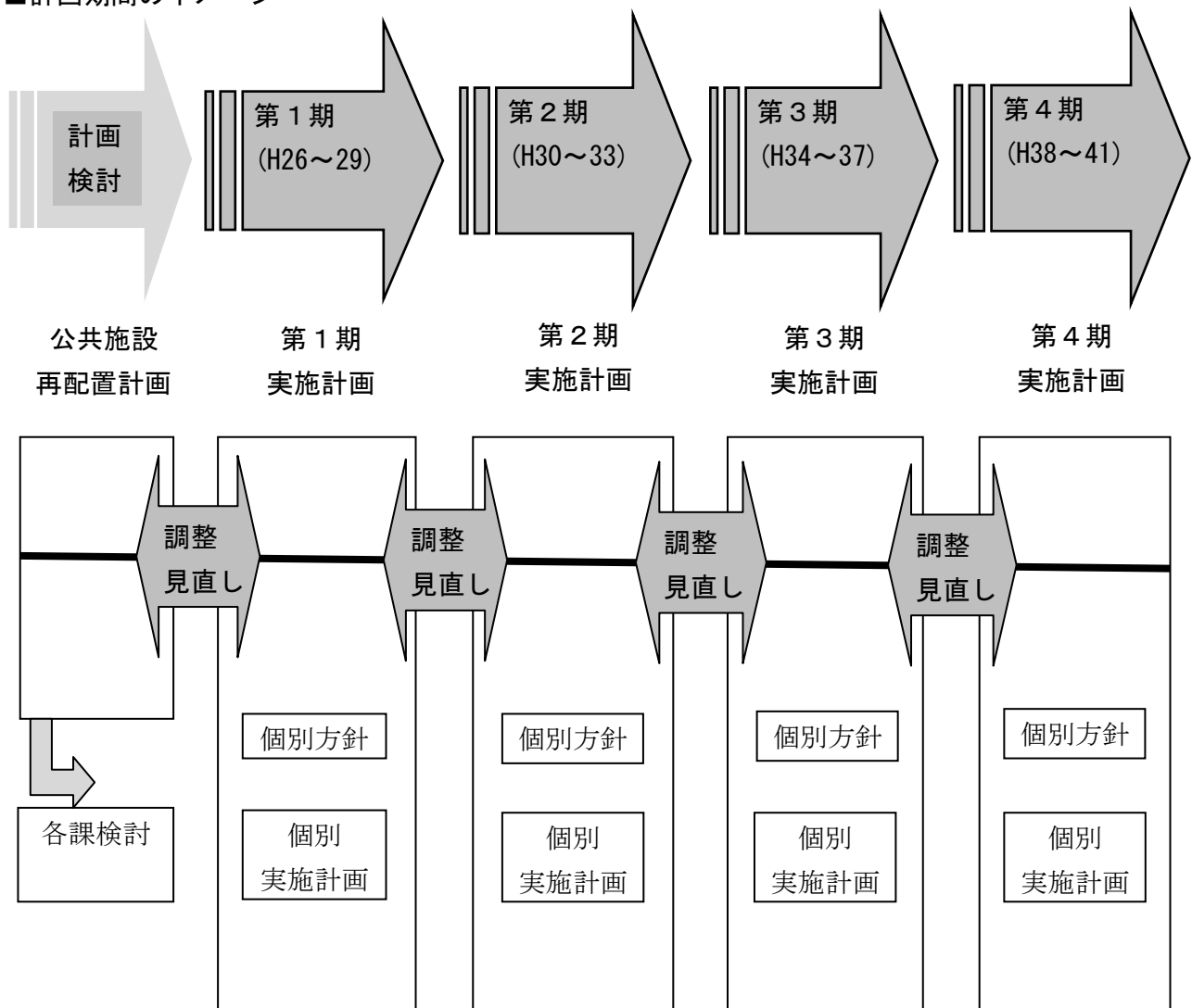
本計画は、上位計画である富士川町総合計画の一部として位置づけるとともに、中長期的な視点が不可欠であることから、平成26年度（2014年度）から平成41年度（2029年度）までの16年間の将来推計に基づき策定しました。

計画期間は、町総合計画との整合性や全町的な視点からの実行が必要となることから、計画策定に向けて動き出した平成26年度（2014年度）から平成29年度（2017年度）までの4年間を実施計画の第1期として定め、以後の計画については、4年ごとに第2期、第3期、第4期に分け、各期における具体的な計画を策定します。

第1期実施計画は、速やかに分野別の具体的な検討を行い、中長期的な方針を精査するとともに、平成27年度までに個々の具体的な計画をまとめ、各分野を横断的に調整したものを「第1期実施計画」（計画期間：平成26年度（2014年度）から平成29年度（2017年度））としてスタートします。

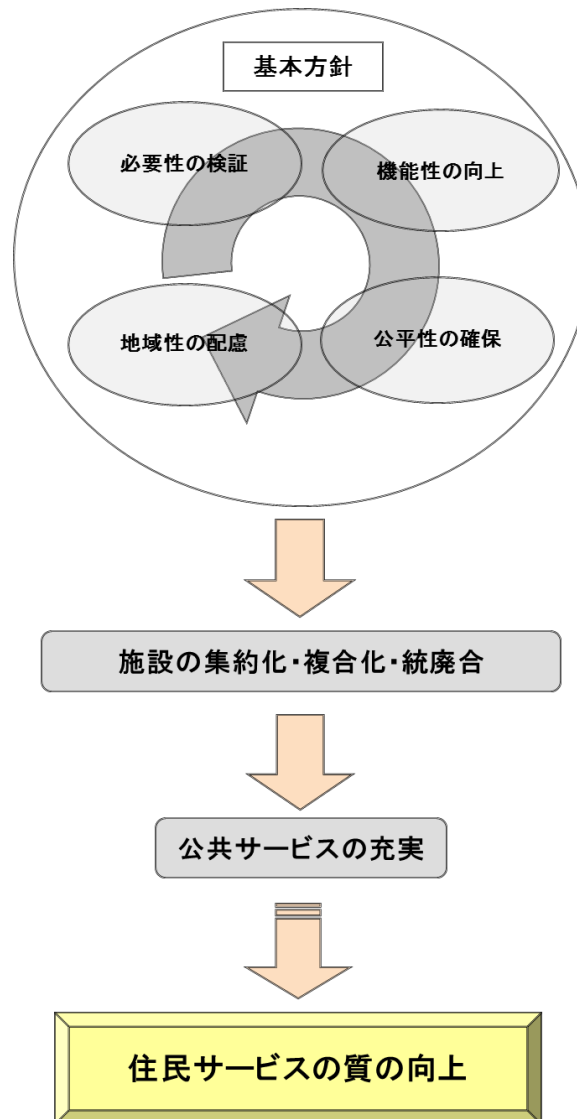
なお、計画の見直しについては、4年間の期ごとに見直しを行うことを基本とするとともに、歳入減少や扶助費等の増加、各種制度の改正など、試算の前提条件に変化が生じた場合でも、適時適切な見直しを行うこととします。

■計画期間のイメージ





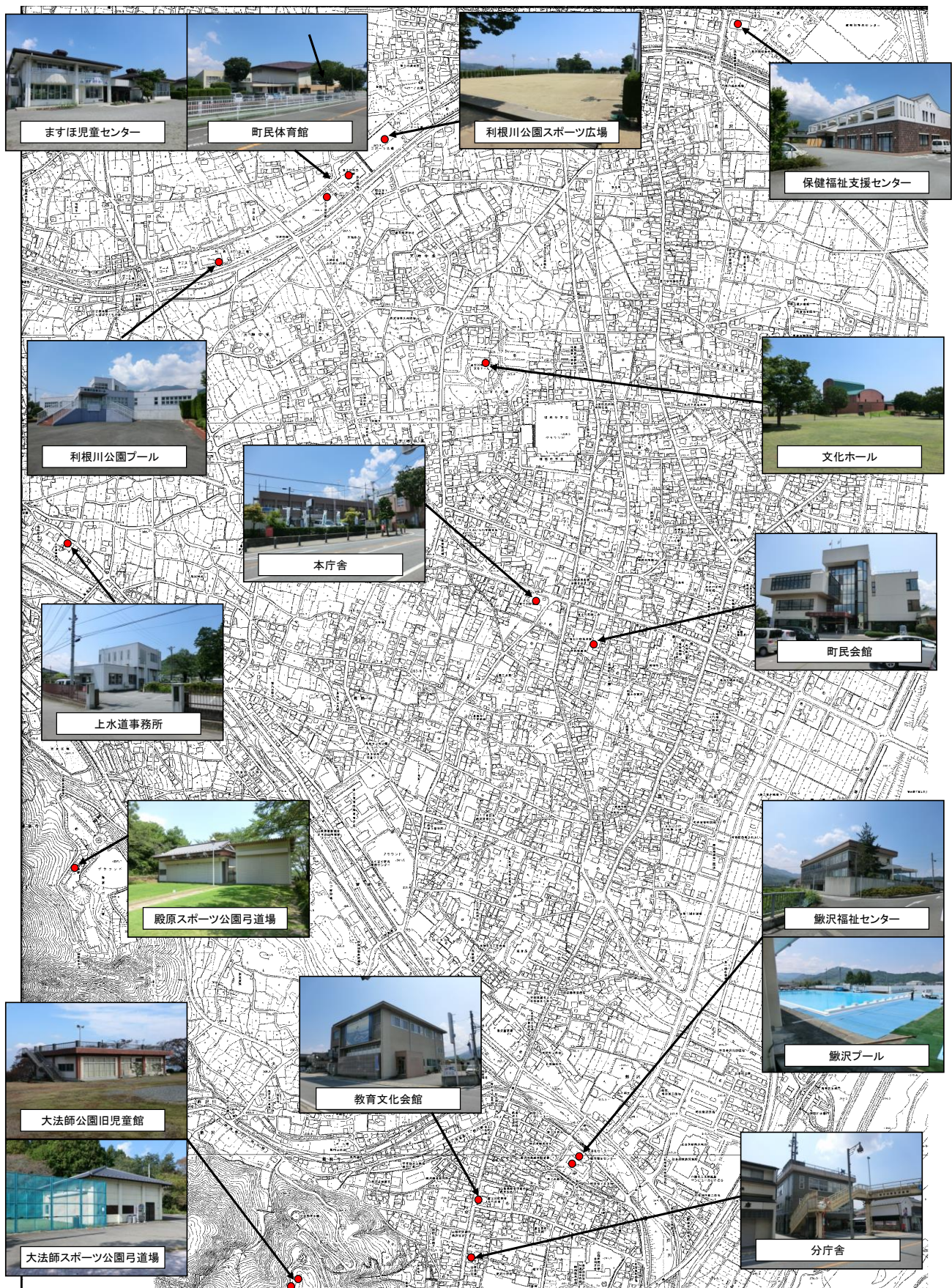
【基本方針のイメージ】





6 再配置計画の対象施設

	施設名	所在地
(1)	本庁舎	天神中條1134
(2)	分庁舎	鰯沢1599-5
(3)	上水道事務所	最勝寺26-3
(4)	保健福祉支援センター	長澤2374-2
(5)	鰯沢福祉センター	鰯沢655-57
(6)	ますほ児童センター (ますほ北児童クラブ)	小林1952-8
(7)	ますほ文化ホール	天神中條820-1
(8)	教育文化会館	鰯沢1639-1
(9)	町民会館	青柳町338-8
(10)	町民体育館	小林1778
(11)	利根川公園スポーツ広場	小林1778
(12)	利根川公園プール	小林1778
(13)	鰯沢プール	鰯沢655-59
(14)	大法師公園旧児童館(管理棟)	鰯沢2175
(15)	殿原スポーツ公園弓道場	最勝寺2890
(16)	大法師スポーツ公園弓道場	鰯沢2103



第2章

公共施設を取り巻く現状と課題



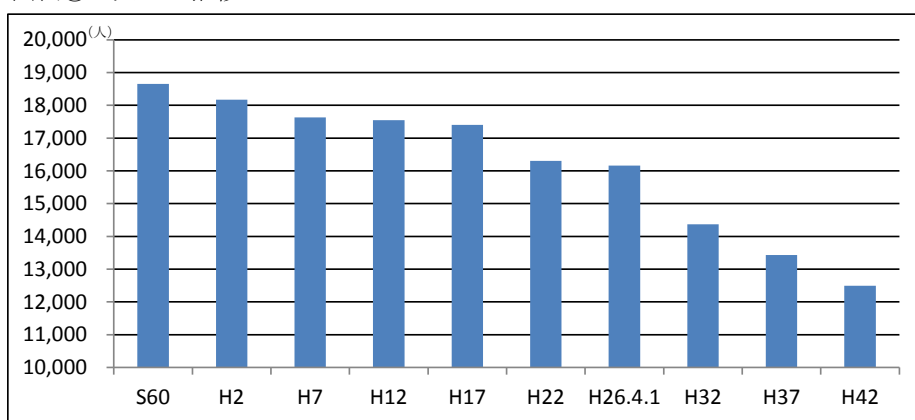
1 人口の現状と課題

合併当初の国勢調査の人口は、約16,300人ですが、その後も減少傾向が続き、平成42年には約12,500人になると推計されています。（図表①）

年齢階層別にみると、老年人口の割合が平成26年の30.5%から平成42年には38.3%と増加する一方で、生産年齢人口の割合は、平成26年の58.1%から平成42年には52.3%に減少すると推計されています。（図表②）

このことから、生産年齢人口の減少、少子高齢化の進行などは、公共施設の利用状況に影響を与えるだけではなく、町の歳入の減少や歳出における扶助費の増加により財政状況にも大きな影響を及ぼすことが予想され、公共施設再配置計画を策定するにあたり、十分考慮する必要があります。

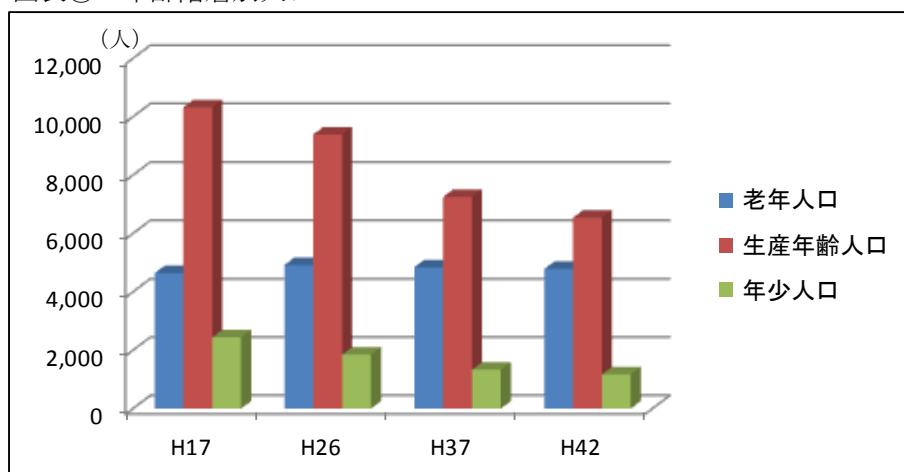
図表① 人口の推移



(単位:人)

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H26. 4. 1	H32	H37	H42
人口	18,656	18,170	17,629	17,544	17,405	16,307	16,162	14,372	13,431	12,494
減少数		△ 486	△ 541	△ 85	△ 139	△ 1,098	△ 145	△ 1,790	△ 941	△ 937

図表② 年齢階層別人口



(単位:人)

	H17		H26		H37		H42	
老年人口 (65歳以上)	4,640	26.7%	4,923	30.5%	4,844	36.1%	4,784	38.3%
生産年齢人口 (15～64歳)	10,325	59.3%	9,394	58.1%	7,255	54.0%	6,541	52.3%
年少人口 (14歳以下)	2,440	14.0%	1,845	11.4%	1,332	9.9%	1,169	9.4%
合計	17,405	100.0%	16,162	100.0%	13,431	100.0%	12,494	100.0%

H22年までは、国勢調査。H26年は、住民基本台帳人口。H32年以降は、国立社会保障人口問題研究所の推計値に基づいて作成。

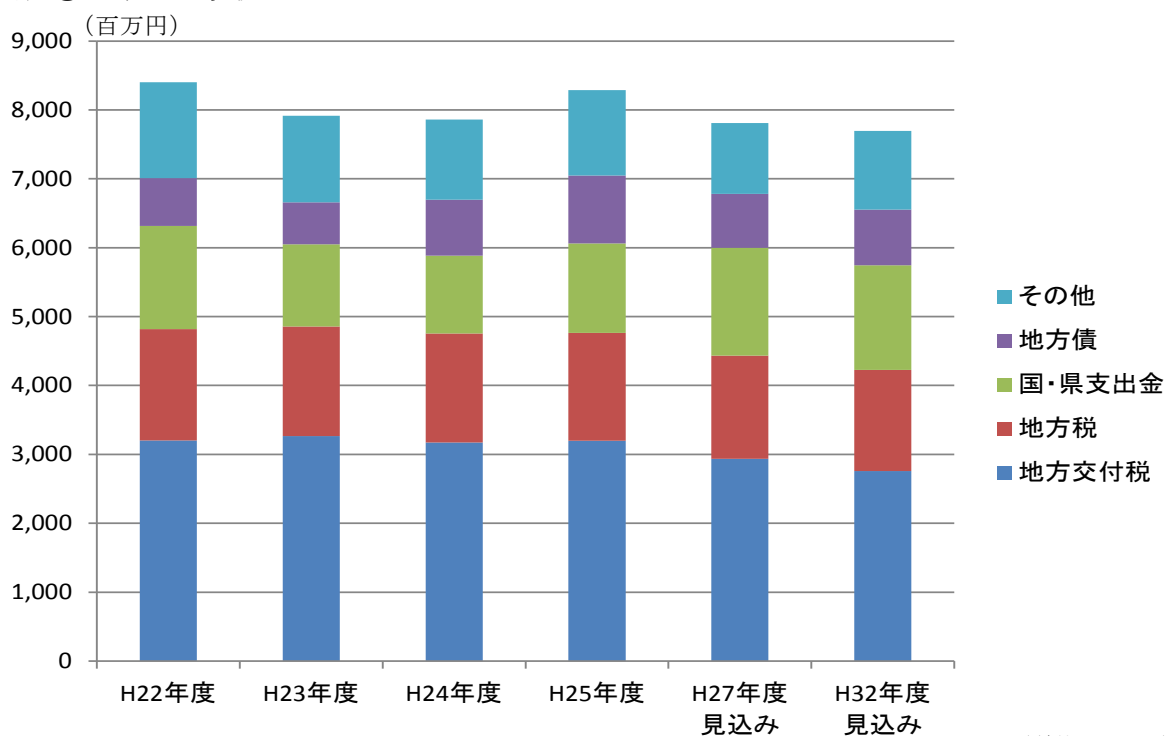


2 財政の現状と課題

【歳入の状況】

町の歳入状況は、平成22年度の約84億円から減少傾向にあります。（図表③）今後は人口の減少にともなう地方税収入や合併算定替えによる段階的縮減により地方交付税も減少し、更に厳しい財政状況が続くことを見込んでいます。

図表③ 歳入の状況



	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H27年度 見込み	H32年度 見込み
地方交付税	3,204	3,267	3,174	3,198	2,935	2,759
地方税	1,614	1,590	1,582	1,566	1,500	1,466
国・県支出金	1,500	1,194	1,127	1,297	1,562	1,520
地方債	690	608	815	986	785	807
その他	1,395	1,254	1,164	1,241	1,026	1,141
合計	8,403	7,913	7,862	8,288	7,808	7,693

出典 市町村別・一部事務組合別決算状況調（H22年度～H25年度分）
財政課（H27年度～H32年度見込み）

【歳入に関わる語句の説明】

◆地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわず、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために国税の一定割合の額を国が地方公共団体に交付する税のこと。普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付される特別交付税がある。

◆国支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

◆県支出金

県の市町村に対する支出金。

◆地方債

地方公共団体の長期借入金（年度を超えて元利を償還する借入金）のことをいう。



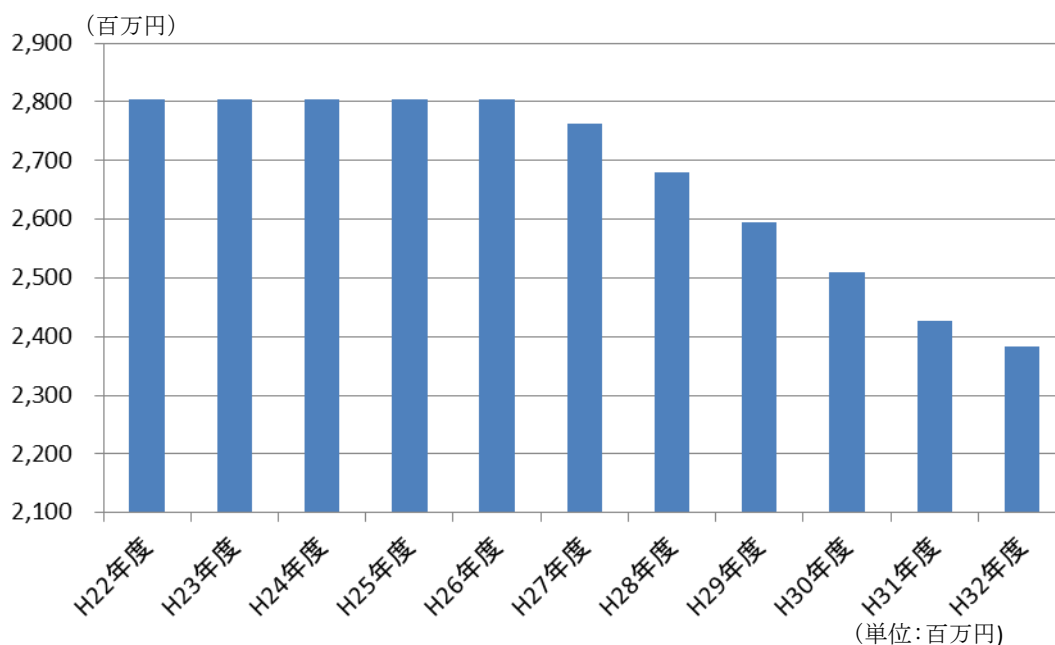
【合併算定替】

合併した市町村における普通交付税は、「合併による新団体の交付基準額」と「それまでの旧団体の交付基準額の合計」を比較して交付されます。大抵の場合は「旧団体の交付基準額の合計」の方が大きくなるため、交付税が多く配分される仕組みとなっています。

市町村合併後にはスケールメリットにより様々な経費の節約が可能になりますが、経費の削減は合併後直ちにできるものばかりではないことから、そのための緩和措置として、一定期間の特例措置（合併算定替）が設けられています。

富士川町の場合は、平成22年度から平成31年度までが普通交付税の合併算定替（特例措置）を受けられる期間となります。ただし、図表④に示したとおり平成27年度から縮減期間が始まり、平成31年度まで段階的に交付税額が減少することを見込んでいます。

図表④ 普通交付税の推計



	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
普通交付税	2,805	2,805	2,805	2,805	2,805
H22年度との比較	0	0	0	0	0

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
普通交付税	2,763	2,679	2,594	2,510	2,426	2,384
H22年度との比較	△42	△126	△211	△295	△379	△421

出典 やまなし自治の風

【普通交付税推計の補足説明】

平成22年度の普通交付税額は山梨県HPで公表されている普通交付税額の当初算定額を使用している。平成27年度から平成31年度までの縮減期間の普通交付税額は、この当初算定額を基に推計している。

◆縮減期間の減少率

平成27年度	合併算定替による交付税の増加額×0.9
平成28年度	合併算定替による交付税の増加額×0.7
平成29年度	合併算定替による交付税の増加額×0.5
平成30年度	合併算定替による交付税の増加額×0.3
平成31年度	合併算定替による交付税の増加額×0.1

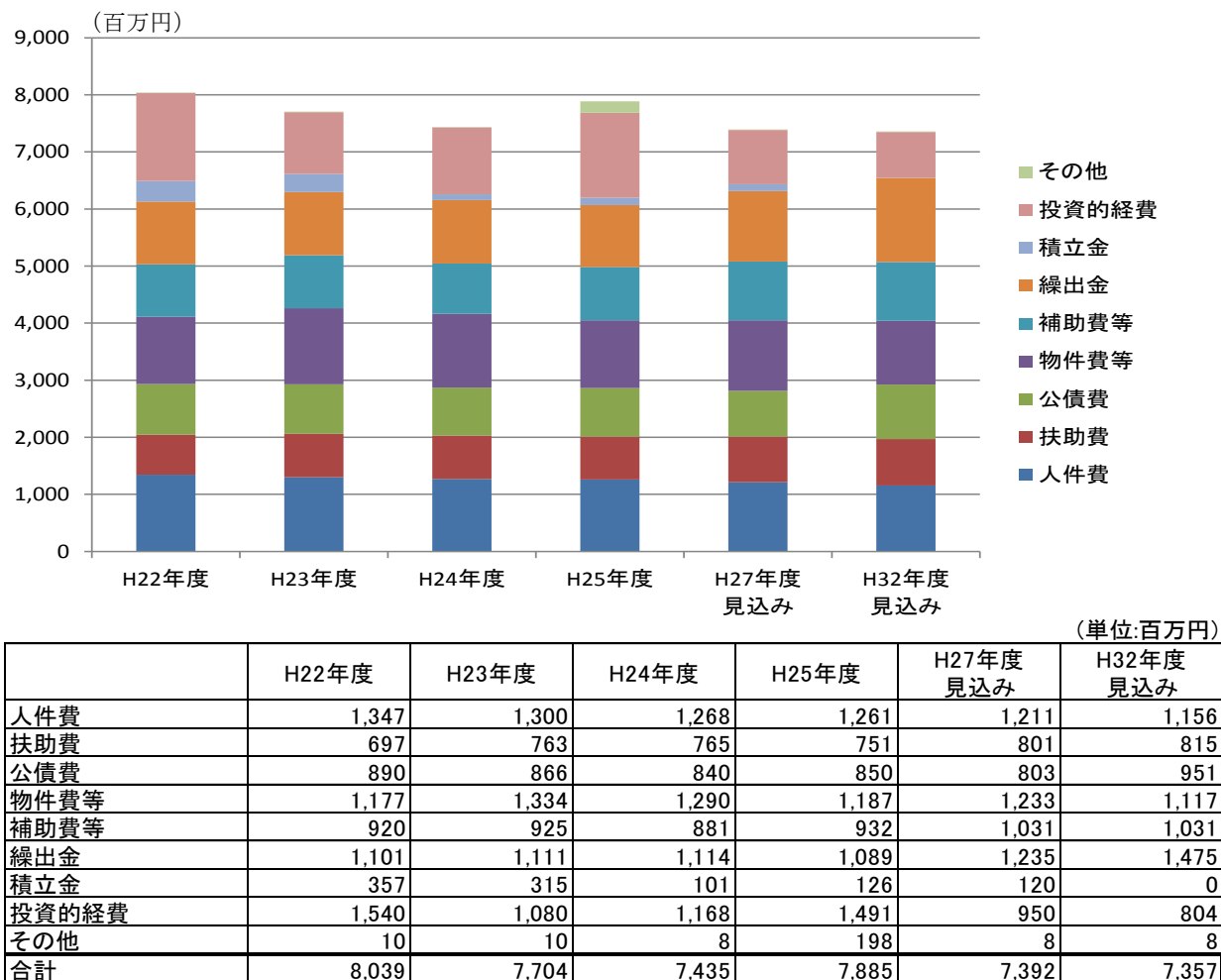


【歳出の状況】

町の平成25年度の一般会計の歳出は約79億円で、歳出総額を比較すると減少傾向にあります。義務的経費（人件費・扶助費・公債費）は人件費及び公債費が減少しているものの扶助費が平成22年度の約6億9千万円から平成25年度の約7億5千万円と約6千万円増加しています。

また、平成25年度の投資的経費が約15億円と増加している主な要因は、道の駅建設に伴う事業費の増加によるものです。

図表⑤ 歳出の状況



出典 市町村別・一部事務組合別決算状況調（H22年度～H25年度分）
財政課（H27年度～H32年度見込み）

【歳出に関わる語句の説明】

◆投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅等の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成される。

◆義務的経費

非弾力的性格の強い経費で、人件費、扶助費、公債費を指す。

◆人件費

議員報酬、職員給与、その他報酬。

◆扶助費

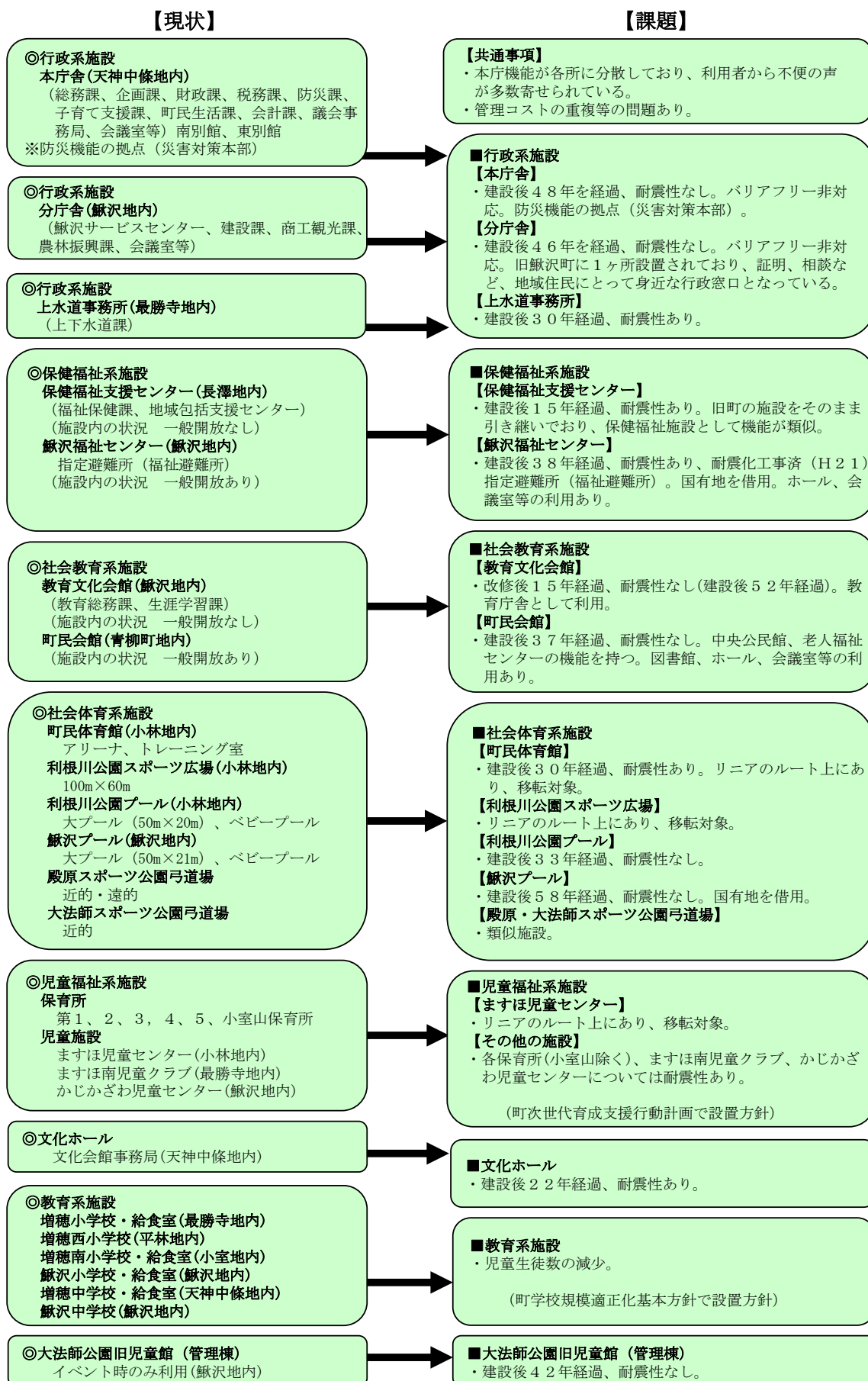
児童・高齢者・障害者等に対する支援に要する経費。

◆物件費

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の費用の総称。役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費等。



3 施設の現状と課題





4 維持管理費の現状と課題

(1) 本庁舎（行政系施設）

行政系施設の本庁舎は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設置され、住民票や戸籍の異動受付や申請受付、各種証明書等の発行、議場、会議室、職員の事務スペースとして利用しています。

本庁舎の利用状況を各種証明書等の交付窓口の状況で見ると、年間交付件数は、平成24年度27,375件で、1日当たりでは110件となり、平成22年度と比較しても同程度の交付件数となっています。

平成24年度の維持管理費は、合計で35,526千円（人件費除く）ですが、その内訳は、施設運営費が9,687千円（27.3%）、施設管理費が25,839千円（72.7%）となっています。

なお、維持管理費の各年度の合計額に差異がある主な要因は、施設整備や経年劣化等による改修工事が必要となり、工事請負費に変動が生じているためです。

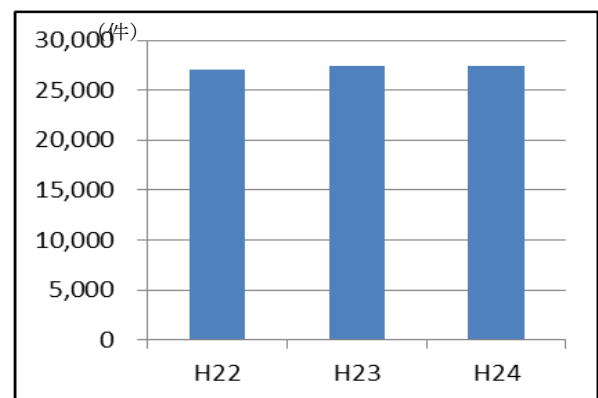


- 建築年 S41年（48年経過）
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建て
- 耐震診断 平成9年
- 耐震性 耐震性なし
- 延床面積 1923.03㎡
- 設置課等 総務課、企画課、財政課、税務課、防災課、子育て支援課、町民生活課、会計課、議会事務局、会議室等
- 課題等
 - ・バリアフリー非対応
 - ・防災機能の拠点（災害対策本部）

◆利用状況

（単位：件）

施設名		H22	H23	H24
本庁舎	住民票等	16,451	16,859	16,902
	諸証明等	7,190	7,255	6,859
	税務関係	3,398	3,305	3,614
	合計	27,039	27,419	27,375
	1日当たり 交付件数	111	113	110



◆維持管理費

（単位：千円）

施設名	年度	合計	施設運営費			施設管理費						
			人件費	消耗品・通信運搬費等	計	光熱水費	修繕料	保険料	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	計
本庁舎	H24年度	35,526	—	9,687	9,687	4,686	2,087	806	3,680	5,980	8,600	25,839
	H23年度	52,722	—	9,652	9,652	4,713	1,849	709	3,947	7,170	24,682	43,070
	H22年度	25,288	—	9,561	9,561	4,864	789	669	1,186	7,824	395	15,727



(2) 分庁舎（行政系施設）

行政系施設の分庁舎は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設置され、住民票や転入出の届出や各種証明書等の交付、会議室及び職員の事務スペースとして利用しています。

分庁舎の利用状況を各種証明書等の交付窓口の状況で見ると、年間交付件数は、平成24年度2,743件で、1日当たりでは11件となり、平成22年度と比較すると1,172件の減少となっています。

平成24年度の維持管理費は、合計で26,333千円ですが、その内訳は、施設運営費12,708千円（48.3%）、施設管理費13,625千円（51.7%）となっています。

なお、平成24年度の維持管理費が前年度に比べ減少している主な要因は、鯉沢サービスセンター職員の減員によるものです。

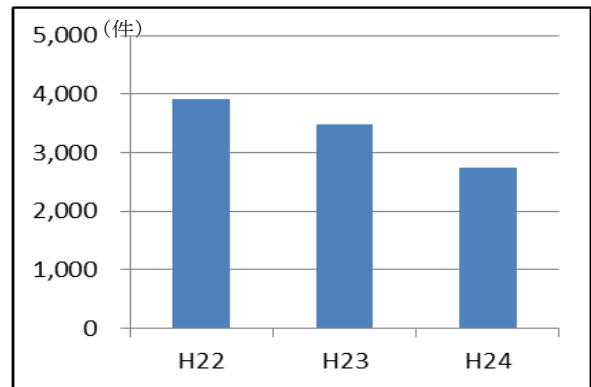


■建築年	S43年（46年経過）
■構造	鉄筋コンクリート造3階建て
■耐震診断	平成21年
■耐震性	耐震性なし
■延床面積	1643.31㎡
■設置課等	鯉沢サービスセンター、建設課、商工観光課 農林振興課、会議室等
■課題等	・バリアフリー非対応 ・証明書等の交付や相談など地域住民にとって 身近な行政窓口となっている

◆利用状況

（単位：件）

施設名		H22	H23	H24
分庁舎 （鯉沢サービスセンター）	住民票等	2,125	1,870	1,504
	諸証明等	1,290	1,139	893
	税務関係	500	478	346
	合計	3,915	3,487	2,743
	1日当たり 交付件数	16	14	11



◆維持管理費

（単位：千円）

施設名	年度	合計	施設運営費			施設管理費						
			人件費	消耗品・通信運搬費等	計	光熱水費	修繕料	保険料	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	計
分庁舎 （鯉沢サービスセンター）	H24年度	26,333	11,402	1,306	12,708	2,171	151	112	1,295	4,672	5,224	13,625
	H23年度	30,917	20,724	1,340	22,064	1,794	1,008	90	1,227	4,734	0	8,853
	H22年度	30,262	20,425	1,339	21,764	2,085	500	31	1,318	4,564	0	8,498



(3) 上水道事務所（行政系施設）

行政系施設の上水道事務所は、上水道と下水道の管理運営を行っており、生活用水その他浄水を町民に供給することや公共用水域の水質汚濁を防止し、快適な生活環境整備を図ることを目的として設置されています。

平成24年度の維持管理費は、合計で21,753千円ですが、その内訳は、施設運営費が18,465千円（84.9%）、施設管理費が3,288千円（15.1%）となっています。



■建築年	S59年（30年経過）
■構造	鉄筋コンクリート造2階建て
■耐震診断	—
■耐震性	耐震性あり
■延床面積	384.20㎡
■設置課等	上下水道課

◆維持管理費

（単位：千円）

施設名	年度	合計	施設運営費			施設管理費						
			人件費	消耗品・通信運搬費等	計	光熱水費	修繕料	保険料	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	計
上水道事務所	H24年度	21,753	18,350	115	18,465	358	0	257	2,622	51	0	3,288
	H23年度	23,030	19,637	185	19,822	373	182	257	2,317	79	0	3,208
	H22年度	21,948	19,546	216	19,762	449	34	257	1,395	51	0	2,186



(4) 保健福祉支援センター（保健福祉系施設）

保健福祉系施設は、町民の健康増進や疾病予防、社会福祉等の相談を行い、もって公衆衛生、社会福祉の向上に寄与することを目的として設置されています。

保健福祉支援センターでは、予防接種、健康づくり事業、健康増進に係る健康相談、健康診査をはじめ、福祉・障害・介護事業等の業務が行われています。

平成24年度の維持管理費は、合計で7,519千円（人件費除く）ですが、その内訳は、施設運営費が744千円（9.9%）、施設管理費が6,775千円（90.1%）となっています。

なお、当施設内には、独立して生活することに不安を抱える高齢者への居住機能を満たす高齢者生活支援ハウスが設置されています。



- 建築年 H 1 1 年（15年経過）
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建て
- 耐震診断
- 耐震性 耐震性あり
- 延床面積 550.1㎡
- 設置課 福祉保健課、地域包括支援セ
- 課題等 ・旧町の施設をそのまま引き継
福祉施設としての機能が類似

◆維持管理費

（単位：千円）

施設名	年度	合計	施設運営費			施設管理費						
			人件費	消耗品・通信運搬費等	計	光熱水費	修繕料	保険料	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	計
保健福祉支援センター	H24年度	7,519	—	744	744	3,439	481	92	2,117	646	0	6,775
	H23年度	7,883	—	868	868	3,217	1,018	92	2,034	654	0	7,015
	H22年度	7,786	—	1,077	1,077	3,263	324	92	2,119	663	248	6,709

富士川町高齢者生活支援ハウス事業実施要項より抜粋

高齢者生活支援ハウスは、高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、当該地域の高齢者が安心して健康で明るい生活が送れるよう支援し、もって当該地域の高齢者の健康増進を図ることを目的とする。

利用対象者は、町内に住所を有し、おおむね65歳以上の一人暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による支援を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある者。



(5) 鯉沢福祉センター（保健福祉施設）

保健福祉系施設の鯉沢福祉センターでは、健康増進・子育て事業を中心に利用されていますが、会議室や集会室、調理室等を備えており、3階ホールでは200人以上を収容できるため、各種団体の活動拠点となるなど、複合施設となっています。

平成24年度の利用状況を個別に見ると、ホールの利用が最も多く、5,576人で利用率54%、次に視聴覚室の1,885人で利用率43%となっています。

平成24年度の維持管理費は、合計で4,515千円ですが、その内訳は、施設運営費697千円（15.4%）、施設管理費3,818千円（84.6%）となっています。

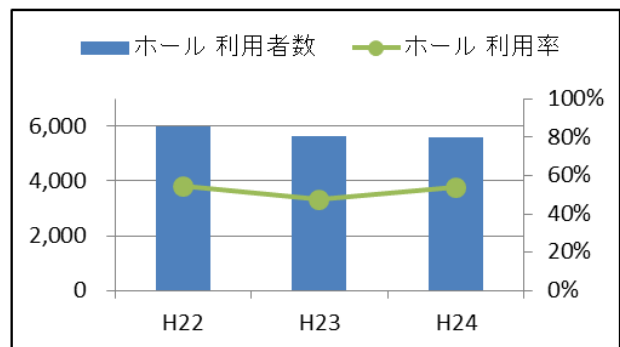
なお、平成22年度の維持管理費が増加しているのは、施設改修工事に伴う委託料・工事請負費に変動が生じているためです。



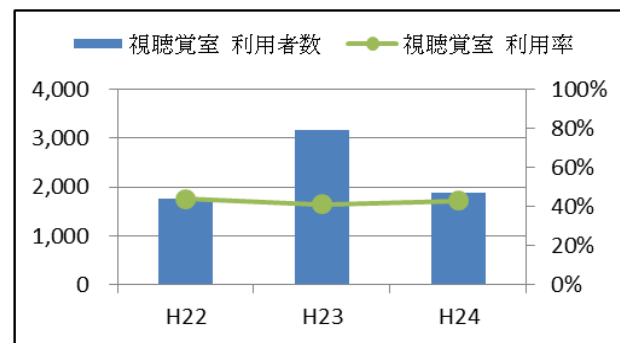
■ 建築年	S 5 1 年（38年経過）
■ 構造	鉄筋コンクリート造3階建て
■ 耐震診断	—
■ 耐震性	耐震性あり（H21年度耐震化工事済）
■ 延床面積	1450.09 m ²
■ 設置課等	なし
■ 課題等	・指定避難所（福祉避難所） ・国有地を借用 ・ホール、会議室等の利用あり

◆利用状況

施設名		H22	H23	H24
ホール (2F)	利用可能日数	358	359	358
	利用日数	195	170	192
	利用率	54%	47%	54%
	利用者数	5,974	5,636	5,576



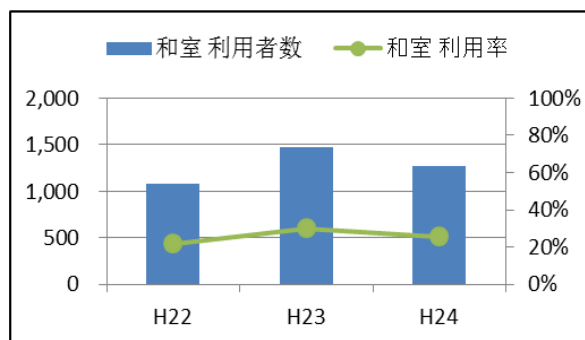
施設名		H22	H23	H24
視聴覚室 (2F)	利用可能日数	358	359	358
	利用日数	157	147	154
	利用率	44%	41%	43%
	利用者数	1,767	3,174	1,885



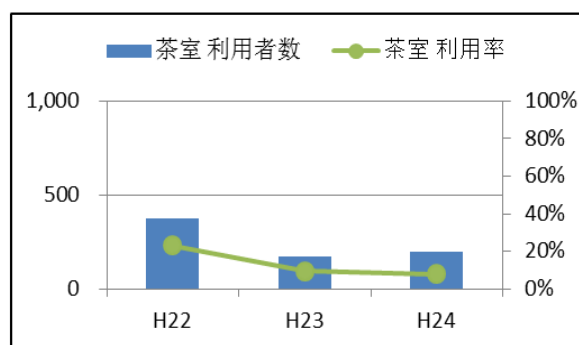


◆利用状況

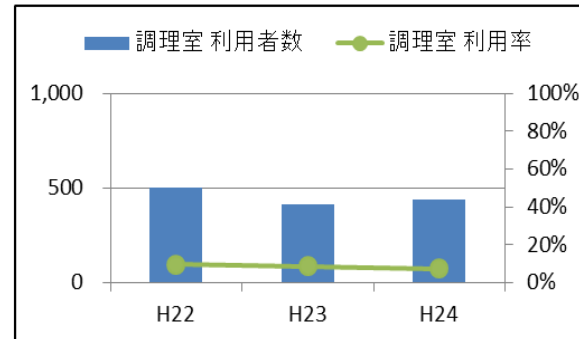
施設名		H22	H23	H24
和室 (1F)	利用可能日数	358	359	358
	利用日数	78	107	92
	利用率	22%	30%	26%
	利用者数	1,079	1,475	1,266



施設名		H22	H23	H24
茶室 (1F)	利用可能日数	358	359	358
	利用日数	82	34	28
	利用率	23%	9%	8%
	利用者数	373	175	200



施設名		H22	H23	H24
調理室 (1F)	利用可能日数	358	359	358
	利用日数	34	31	26
	利用率	9%	9%	7%
	利用者数	503	415	440



◆維持管理費

(単位:千円)

施設名	年度	合計	施設運営費			施設管理費						
			人件費	消耗品・通信運搬費等	計	光熱水費	修繕料	保険料	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	計
鰺沢福祉センター	H24年度	4,515	672	25	697	2,131	241	89	814	543	0	3,818
	H23年度	4,571	631	13	644	2,145	270	89	845	578	0	3,927
	H22年度	12,558	828	25	853	2,101	0	89	1,272	578	7,665	11,705



(6) ますほ児童センター（児童福祉系施設）

児童福祉系施設のますほ児童センターは、児童に健全な遊びを提供し、その創造性を豊かにするために設置されています。

平成24年度の利用状況を見ると、年間利用者数は6,227人で、利用率約100%となっており、各年度の利用率を見ても高い利用率となっています。

平成24年度の維持管理費は、合計で16,350千円ですが、その内訳は、施設運営費が13,576千円（83.0%）、施設管理費2,774千円（17.0%）となっています。

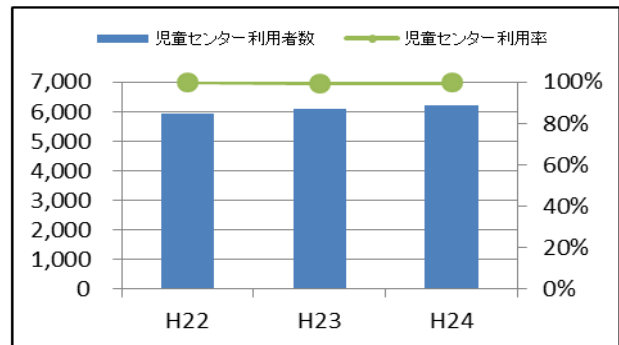
なお、平成23年度の維持管理費が増加しているのは、施設改修工事による工事請負費に変動が生じているためです。



■ 建築年	S 6 1 年（28年経過）
■ 構造	鉄筋コンクリート造2階建て
■ 耐震診断	—
■ 耐震性	耐震性あり
■ 延床面積	690.09 m ²
■ 設置課等	なし
■ 課題等	・リニアのルート上にあり移転対象

◆利用状況

施設名		H22	H23	H24
ますほ児童センター	利用可能日数	290	292	288
	利用日数	290	290	287
	利用率	100%	99%	100%
	利用者数	5,934	6,079	6,227



◆維持管理費

（単位：千円）

施設名	年度	合計	施設運営費			施設管理費						
			人件費	消耗品・通信運搬費等	計	光熱水費	修繕料	保険料	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	計
ますほ児童センター	H24年度	16,350	12,874	702	13,576	868	1,209	163	424	110	0	2,774
	H23年度	28,093	13,197	599	13,796	684	935	127	461	82	12,008	14,297
	H22年度	16,649	13,892	876	14,768	775	551	28	480	47	0	1,881



(7) ますほ文化ホール

ますほ文化ホールは、地域社会の文化及び教養の向上を図ることを目的に設置されています。

平成24年度の利用状況を見ると、来館者数は19,680人で利用率は66%となっています。

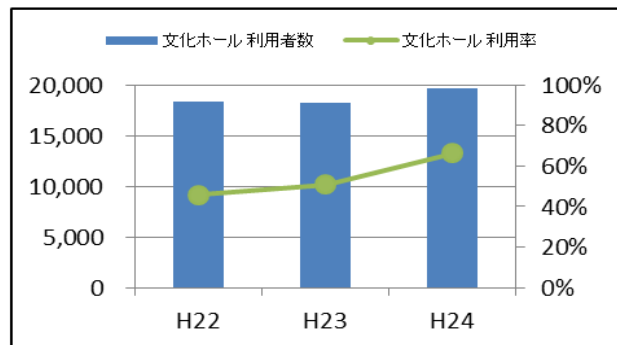
平成24年度の維持管理費は、合計で41,646千円ですが、その内訳は、施設運営費が20,738千円（49.8%）、施設管理費が20,908千円（50.2%）となっています。



■建築年	平成4年（22年経過）
■構造	鉄筋コンクリート造2階建て（一部鉄骨造）
■耐震診断	—
■耐震性	耐震性あり
■延床面積	2,592.65㎡
■客席	538席（車椅子席20席）
■駐車場	約200台

◆利用状況

施設名		H22	H23	H24
文化ホール	利用可能日数	291	287	258
	利用日数	133	146	171
	利用率	46%	51%	66%
	利用者数	18,368	18,261	19,680



◆維持管理費

（単位：千円）

施設名	年度	合計	施設運営費			施設管理費						
			人件費	消耗品・通信運搬費等	計	光熱水費	修繕料	保険料	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	計
文化ホール	H24年度	41,646	19,321	1,417	20,738	7,720	2,315	393	10,225	255	0	20,908
	H23年度	42,454	22,718	1,470	24,188	6,515	709	393	9,756	273	620	18,266
	H22年度	40,706	22,064	1,481	23,545	6,706	1,314	387	8,248	268	238	17,161



(8) 教育文化会館（社会教育系施設）

社会教育系施設の教育文化会館は、町民の教育文化の推進、向上と、豊かな人間性を培うための場として設置されています。

平成24年度の維持管理費は、合計で2,896千円（人件費除く）ですが、その内訳は、施設運営費が516千円（17.8%）、施設管理費が2,380千円（82.2%）となっています。



- 建築年 S 3 7 年（5 2 年 経 過）
- 構 造 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 3 階 建 て
- 耐震診断 未実施
- 耐 震 性 耐震性なし
- 延床面積 5 5 8 . 4 6 m²
- 設置課等 教育委員会（教育総務課・生涯学習課）
- 課 題 等 ・ 改修後15年経過（耐震工事ではない）
・ 教育庁舎として利用

◆維持管理費

（単位:千円）

施設名	年度	合計	施設運営費			施設管理費						
			人件費	消耗品・通信運搬費等	計	光熱水費	修繕料	保険料	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	計
教育文化会館	H24年度	2,896	—	516	516	1,023	18	27	777	535	0	2,380
	H23年度	2,626	—	365	365	1,107	0	27	618	509	0	2,261
	H22年度	2,890	—	425	425	1,074	96	27	733	535	0	2,465



(9) 町民会館（社会教育系施設）

社会教育系施設の町民会館は、中央公民館としての機能を併せ持ち、自主事業の開催や各種団体の活動拠点として会議室などの貸し出しを行うとともに、図書館を併設した複合施設として、地域に密着した事業を展開しています。

平成24年度の利用者数を個別に見ると、大ホールの利用者が10,775人と最も多く、次に和室が6,127人となっています。利用率別で見ると、和室が74%と最も多く、次に大ホールが73%となっています。

平成24年度の維持管理費は、合計で10,236千円ですが、その内訳は、施設運営費が4,275千円（41.8%）、施設管理費が5,961千円（58.2%）となっています。

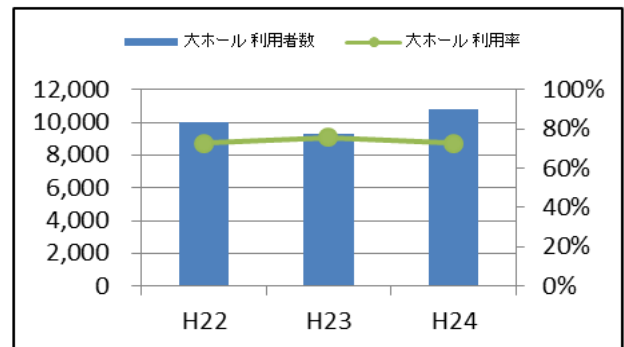
また、図書館の利用者数は、平成24年度が9,366人、平成23年度が8,601人、平成22年度が9,166人となっており、1日当たりでは、約30人が利用しています。



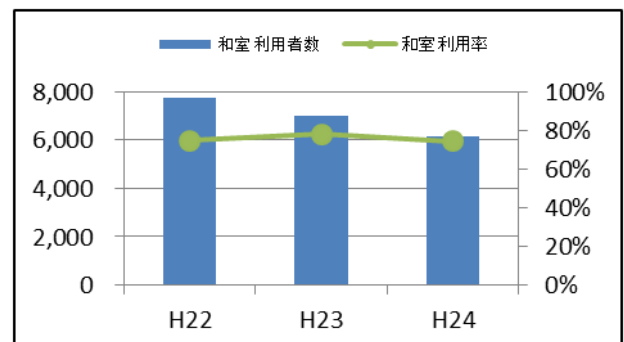
- 建築年 S 52年（37年経過）
- 構造 鉄筋コンクリート造3階建て
- 耐震診断 H 20年
- 耐震性 耐震性なし
- 延床面積 2209.76㎡
- 設置課等 なし
- 課題等
 - ・中央公民館、老人福祉センターの機能を持つ
 - ・図書館、ホール、会議室等の利用あり

◆ 利用状況

施設名		H22	H23	H24
大ホール (3F)	利用可能日数	300	297	300
	利用日数	218	225	218
	利用率	73%	76%	73%
	利用者数	9,998	9,296	10,775

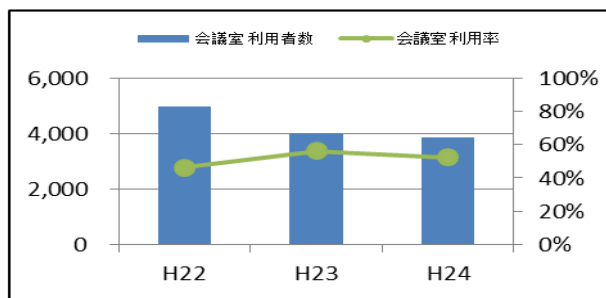


施設名		H22	H23	H24
和室 (1F)	利用可能日数	300	297	300
	利用日数	224	232	223
	利用率	75%	78%	74%
	利用者数	7,723	7,019	6,127

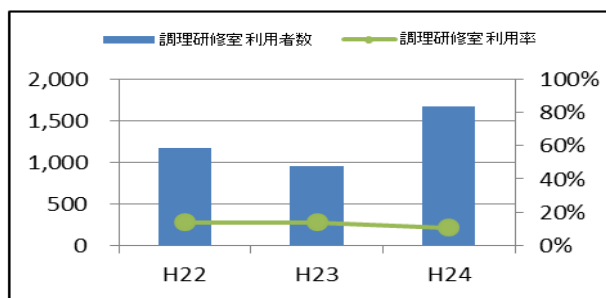




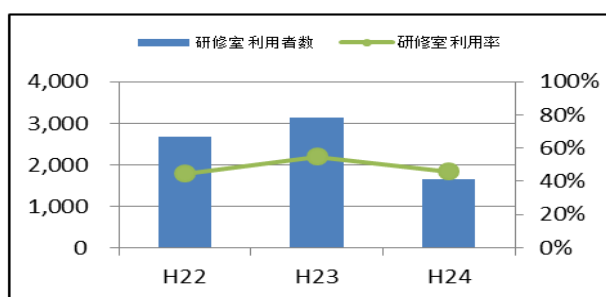
施設名		H22	H23	H24
会議室 (3F)	利用可能日数	300	297	300
	利用日数	139	167	157
	利用率	46%	56%	52%
	利用者数	4,979	3,995	3,858



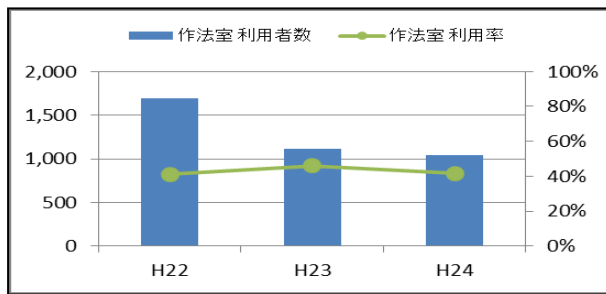
施設名		H22	H23	H24
調理研修室 (2F)	利用可能日数	300	297	300
	利用日数	42	41	32
	利用率	14%	14%	11%
	利用者数	1,173	958	1,666



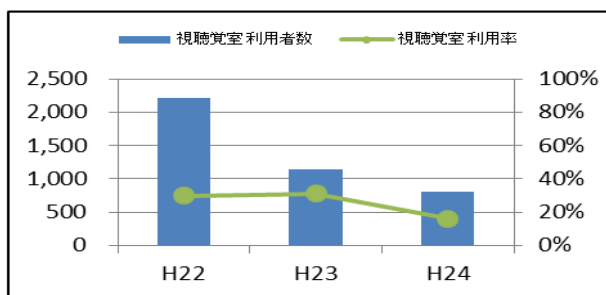
施設名		H22	H23	H24
研修室 (2F)	利用可能日数	300	297	300
	利用日数	134	163	138
	利用率	45%	55%	46%
	利用者数	2,678	3,145	1,638



施設名		H22	H23	H24
作法室 (2F)	利用可能日数	300	297	300
	利用日数	123	137	125
	利用率	41%	46%	42%
	利用者数	1,690	1,117	1,041



施設名		H22	H23	H24
視聴覚室 (3F)	利用可能日数	300	297	300
	利用日数	90	93	48
	利用率	30%	31%	16%
	利用者数	2,212	1,137	802



◆維持管理費

(単位:千円)

施設名	年度	合計	施設運営費			施設管理費						
			人件費	消耗品・通信運搬費等	計	光熱水費	修繕料	保険料	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	計
町民会館	H24年度	10,236	1,787	2,488	4,275	3,299	251	101	2,139	171	0	5,961
	H23年度	12,497	1,725	2,443	4,168	3,168	1,240	101	2,028	259	1,533	8,329
	H22年度	12,271	1,600	3,147	4,747	3,939	879	101	2,161	444	0	7,524



(10) 町民体育館（社会体育系施設）

社会体育系施設は、町民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、町民の健康にして文化的な生活の向上に資することを目的として設置されています。

町民体育館の利用状況を見ると、平成24年度の利用者数が25,451人で利用率95%となっています。

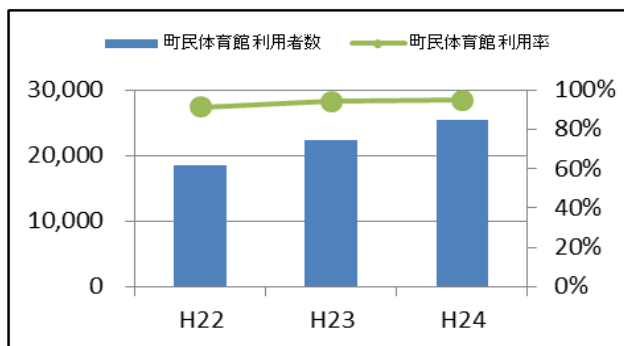
平成24年度の維持管理費は、合計で7,300千円ですが、その内訳は、施設運営費が2,589千円（35.5%）、施設管理費が4,711千円（64.5%）となっています。



■建築年	S59年（30年経過）
■構造	鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）
■耐震診断	—
■耐震性	耐震性あり
■延床面積	2555.01㎡
■設置課等	なし
■課題等	・リニアのルート上にあり、移転対象

◆利用状況

施設名		H22	H23	H24
町民体育館	利用可能日数	326	310	308
	利用日数	298	292	292
	利用率	91%	94%	95%
	利用者数	18,616	22,341	25,451



◆維持管理費

（単位：千円）

施設名	年度	合計	施設運営費			施設管理費						
			人件費	消耗品・通信運搬費等	計	光熱水費	修繕料	保険料	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	計
町民体育館	H24年度	7,300	2,274	315	2,589	3,470	181	76	901	83	0	4,711
	H23年度	7,915	2,274	266	2,540	3,016	1,170	76	1,030	83	0	5,375
	H22年度	7,575	2,226	216	2,442	3,270	641	76	1,063	83	0	5,133



(11) 利根川公園スポーツ広場（社会体育系施設）

社会体育系施設の利根川公園スポーツ広場（町民グラウンド）の利用状況を見ると、平成24年度の利用者数は20,874人で、利用率83%となっています。

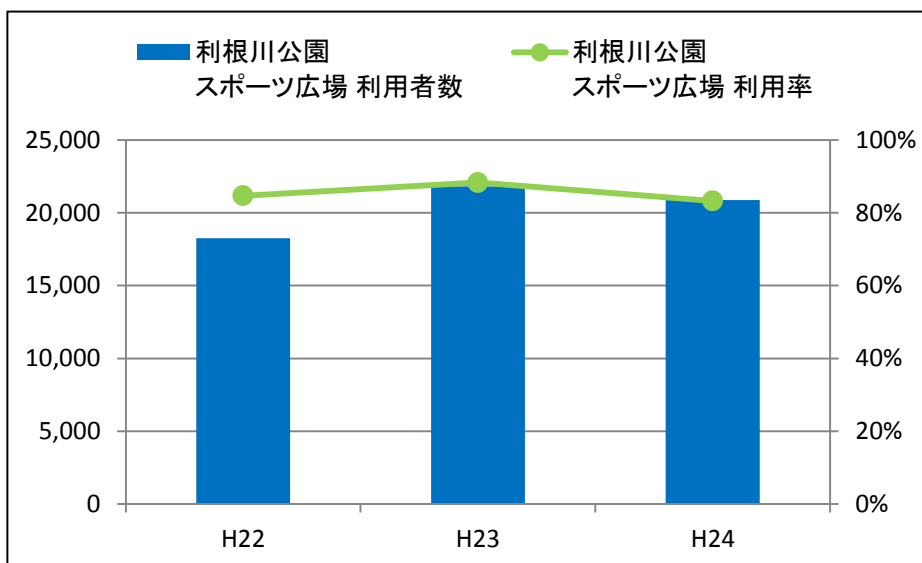
維持管理費については、町民体育館と一体の管理となっているため、町民体育館の維持管理費に含まれています。



■ 建築年	S 5 9 年（30年経過）
■ 施設規模	100m×60m
■ 耐震診断	—
■ 耐震性	—
■ 設置課等	なし
■ 課題等	・リニアのルート上にあり、移転対象

◆利用状況

		H22	H23	H24
利根川公園 スポーツ広場	利用可能日数	327	325	317
	利用日数	277	287	264
	利用率	85%	88%	83%
	利用者数	18,246	21,816	20,874





(12) 利根川公園プール（社会体育系施設）

社会体育系施設の利根川公園プールの利用状況を見ると、平成24年度の利用者数は3,798人で利用率96%となっています。

平成24年度の維持管理費は、合計で6,978千円ですが、その内訳は、施設運営費3,470千円（49.7%）、施設管理費3,508千円（50.3%）となっています。

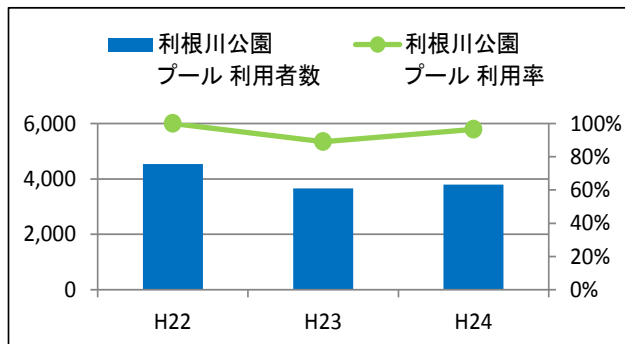
なお、維持管理費の各年度の合計額に差異がある主な要因は、改修工事に伴う工事請負費に変動が生じているためです。



■ 建築年	S 5 6 年（33年経過）
■ 施設規模	大プール（50m×20m）、ベビープール
■ 耐震診断	未実施
■ 耐震性	耐震性なし
■ 設置課等	なし
■ 課題等	

◆利用状況

施設名		H22	H23	H24
利根川公園 プール	利用可能日数	64	64	57
	利用日数	64	57	55
	利用率	100%	89%	96%
	利用者数	4,541	3,655	3,798



◆維持管理費

（単位：千円）

施設名	年度	合計	施設運営費			施設管理費						
			人件費	消耗品・通信運搬費等	計	光熱水費	修繕料	保険料	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	計
利根川公園 プール	H24年度	6,978	2,961	509	3,470	1,212	398	20	183	0	1,695	3,508
	H23年度	8,281	3,287	604	3,891	1,133	34	20	126	0	3,077	4,390
	H22年度	5,878	4,100	374	4,474	1,130	82	20	172	0	0	1,404



(13) 鯉沢プール（社会体育系施設）

社会体育系施設の鯉沢プールの利用状況を見ると、平成24年度の利用者数は3,747人で利用率95%となっています。

平成24年度の維持管理費は、合計で6,335千円ですが、その内訳は、施設運営費3,329千円（52.5%）、施設管理費3,006千円（47.5%）となっています。



- 建築年 S 3 1 年（58年経過）
- 施設規模 プール（※201mm）、ベビー
- 耐震診断 実施
- 耐震性 耐震性なし
- 設置課等 なし
- 課題等 ・国有地を使用

◆利用状況

施設名		H22	H23	H24
鯉沢プール	利用可能日数	74	66	63
	利用日数		59	60
	利用率		89%	95%
	利用者数		4,372	3,747

※平成22年度については記録が無いため記入しておりません

◆維持管理費

（単位：千円）

施設名	年度	合計	施設運営費			施設管理費						
			人件費	消耗品・通信運搬費等	計	光熱水費	修繕料	保険料	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	計
鯉沢プール	H24年度	6,335	2,526	803	3,329	1,572	303	0	287	844	0	3,006
	H23年度	5,222	2,022	730	2,752	1,309	0	0	317	844	0	2,470
	H22年度	7,773	4,407	746	5,153	1,372	135	0	269	844	0	2,620



(14) 大法師公園旧児童館（管理棟）

大法師公園旧児童館（管理棟）の利用状況は、イベント時の管理棟としての利用となっています。

平成24年度の維持管理費は、利用が少ないことから、施設管理費の58千円となっています。



■建築年	S47年（42年経過）
■構造	鉄筋コンクリート造
■耐震診断	未実施
■耐震性	耐震性なし
■延床面積	193.59㎡
■設置課等	なし
■課題等	・イベント時のみ利用

◆維持管理費

（単位：千円）

施設名	年度	合計	施設運営費			施設管理費						
			人件費	消耗品・通信運搬費等	計	光熱水費	修繕料	保険料	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	計
大法師公園旧児童館	H24年度	58	—	0	0	48	0	10	0	0	0	58
	H23年度	107	—	0	0	60	38	9	0	0	0	107
	H22年度	49	—	0	0	39	0	10	0	0	0	49



(15) 殿原スポーツ公園弓道場

殿原スポーツ公園弓道場の利用状況を見ると、平成24年度の利用者数は5,754人で利用率68%となっています。

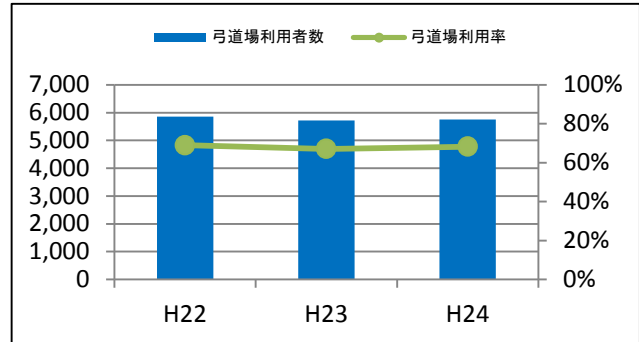
殿原スポーツ公園を一体的に管理しているため、施設ごとの維持管理費は算出出来ません。



■建築年	S53年(36年経過)
■構造	木造
■耐震診断	未実施
■耐震性	—
■延床面積	106.69㎡
■設置課等	なし
■課題等	・類似施設あり

◆利用状況

施設名		H22	H23	H24
殿原スポーツ公園弓道場	利用可能日数	313	313	315
	利用日数	216	210	215
	利用率	69%	67%	68%
	利用者数	5,861	5,715	5,754



◆維持管理費

(単位:千円)

施設名	年度	合計	施設運営費			施設管理費						
			人件費	消耗品・通信運搬費等	計	光熱水費	修繕料	保険料	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	計
殿原スポーツ公園弓道場	H24年度	3,536	2,274	0	2,274	1,262	0	0	0	0	0	1,262



(16) 大法師スポーツ公園弓道場

大法師スポーツ公園弓道場の利用状況は、体育協会弓道部のみの利用となっています。

大法師スポーツ公園を一体的に管理しているため、施設ごとの維持管理費は算出出来ません。



■ 建築年	S 6 0 年（27年経過）
■ 構造	鉄骨造
■ 耐震診断	—
■ 耐震性	—
■ 延床面積	136.16㎡
■ 設置課等	なし
■ 課題等	・類似施設あり

◆維持管理費

(単位:千円)

施設名	年度	合計	施設運営費			施設管理費						
			人件費	消耗品・通信運搬費等	計	光熱水費	修繕料	保険料	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	計
大法師スポーツ公園弓道場	H24年度	634	0	0	0	634	0	0	0	0	0	634

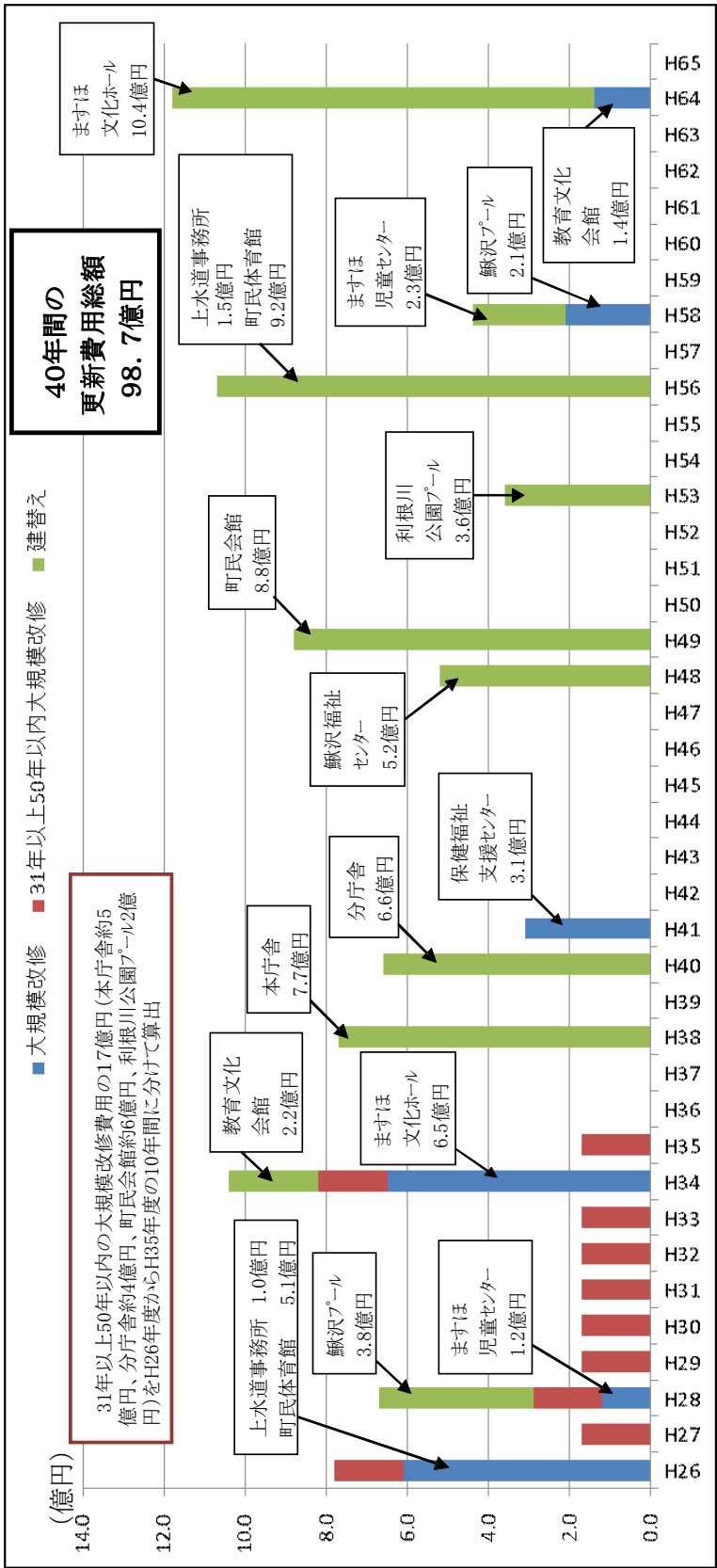


5 将来更新費用の推計 (今回対象の12施設を維持した場合の更新費用)

前提条件

- 1 大規模改修 30年 建替え 60年
- 2 大規模改修及び建替え費用は、総務省で公開している公共施設等更新費用試算ソフトの単価表により算出
- 3 建設時からの経過年数が31年以上50年以内のものは、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定
- 4 建設時からの経過年数が51年以上のものは、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定
- 5 利根川公園スポーツ広場はグラウンドのため算定外

◆単価表	大規模改修	建替え
行政・社会教育系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
保健・福祉・スポーツ系施設	20万円/㎡	36万円/㎡
子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡



※総務省で公開している公共施設等更新費用試算ソフトを活用



6 課題の整理

これまで確認された課題をまとめると、次の通りとなります。

【◆人口の状況】

- 少子化の影響により 16 年後の平成 42 年には現在から 3,600 人余の減少が予測される
- 年齢階層別にみると、老年人口の割合が増加し、生産年齢人口の割合は減少することが予測される

【◆財政の状況】

- 人口の減少に伴う地方税収入が減少し、厳しい財政状況が続くことが見込まれる
- 合併算定替えにより、平成 27 年度から段階的に縮減され、大幅な財源不足が見込まれる

【◆施設の状況】

- 本庁舎：S 41 年建設で 48 年経過。耐震安全性確保が未実施で老朽化。バリアフリー非対応。防災機能の拠点（災害対策本部）
- 分庁舎：S 43 年建設で 46 年経過。耐震安全性確保が未実施で老朽化。バリアフリー非対応
- 上水道事務所：S 59 年建設で 30 年経過。耐震安全性は確保。
- 保健福祉支援センター：H 11 年建設で 15 年経過。耐震安全性は確保。類似施設有。
- 鯉沢福祉センター：S 51 年建設で 38 年経過。耐震安全性は確保。指定避難所(福祉避難所)。国有地を借用。類似施設あり。一般貸出され利用者が多い。
- 町民会館：S 52 年建設で 37 年経過。耐震安全性確保が未実施で老朽化。類似施設有。公民館・老人福祉センター機能有。一般貸出され利用者が多い。
- 教育文化会館：S 37 年建設で 52 年経過。耐震安全性確保が未実施で老朽化。バリアフリー非対応。一般貸出なし
- 町民体育館：S 59 年建設で 30 年経過。耐震安全性は確保。リニューアル上で移転対象。一般貸出され利用者が多い。
- 利根川公園スポーツ広場：S 59 年建設で 30 年経過。リニューアル上で移転対象。利用者が多い。
- 利根川公園プール：S 56 年建設で 33 年経過。耐震安全性確保が未実施で老朽化。類似施設有。県外からの利用団体有。
- 鯉沢プール：S 31 年建設 58 年経過。耐震安全性確保が未実施で老朽化。類似施設有。県外からの利用団体有。
- ますほ児童センター：S 61 年建設で 28 年経過。耐震安全性は確保。リニューアル上で移転対象。利用者が多い。
- ますほ文化ホール：H 4 年建設で 22 年経過。耐震安全性は確保。
- 教育系施設：学校規模適正化基本方針に沿って実行
- 大法師公園管理棟：S 46 年建設で 43 年経過。耐震安全性確保が未実施で老朽化。期間限定の利用。
- 殿原・大法師弓道場：機能の差がある類似施設

- ☆早急に公共施設及び行政サービスの在り方についての全体方針を立てる必要がある。
- ☆機能目的別の施設整備には限界があるため、総合的な公共施設の機能の見直しや統廃合、多機能・複合化等による適正配置の検討を行う必要がある。
- ☆公設・公営の発想を変えていく必要がある。
- ☆地域の特性や住民ニーズに応じた公共施設の配置・運営等を効率的に行う。

第3章

公共施設再配置計画の策定



1 公共施設再配置計画「計画策定5原則」

住民サービス水準を維持しつつ、財政健全化に向けた、今後の公共施設における適正配置を進めるためには、「計画策定5原則（基本的な考え方）」を定め、整備方針や将来構想の策定に向けて検討する必要があることから、その基本的な事項を次のとおりとしました。

(1) 公共施設の統廃合を実施

今後の人口推移、住民ニーズの変化、財政状況を踏まえた上で、必要度が高いとされるサービスと、そうではないものについて慎重に分析し、公共施設の保有総量の圧縮（スリム化）を目指す必要がある。

(2) 多機能、複合化による施設の充実を図る

施設目的ごとに一つの施設を建設するという従来型の考え方から脱却するとともに、「施設重視」から「機能重視」へ発想を転換することで、施設の多機能化、複合化を図り、スリム化を目指す必要がある。

(3) 新たな施設は、原則として建設しない

耐用年数を経過した施設や統廃合による建替えを除き、原則として、新たな施設は建設しないこととする。また、新たなニーズに対応するために施設が必要となる場合でも、既存施設の有効活用を検討した上で、必要最小限度の面積で整備する必要がある。

(4) 施設更新の優先順位づけと計画的な保全による長寿命化

社会環境の変化に応じた施設更新の優先順位づけを行うとともに、施設の長寿命化を図るための計画的な保全を実施し、限られた資源による「選択と集中」を推進する必要がある。

(5) 住民との協働、官民連携の推進

施設の用途や目的、実情に応じて、地域に管理・運営を任せることや、無償譲渡なども検討する必要がある。また、積極的な指定管理者制度の導入や、PFI/PPPなどの民間活力の導入を検討し、より効果的、効率的な管理・運営を推進する必要がある。

【用語説明】

・PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

公共施設などの設計、建設、維持管理、運営などに民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスを利用者に提供することを目的とした官民連携手法。

・PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）

公民が連携して公共サービスを行うスキームをPPP（公民連携）と呼ぶ。

PFIはPPPの代表的な手法で、PPPの中には、PFI、指定管理者制度、アウトソーシングなどがある。



2 整備方針と将来構想

行政系施設

■整備方針

- ・本庁舎を新たに整備し、住民の利便性の向上と防災機能の強化を図るとともに、分庁舎、保健福祉支援センター、上水道事務所、教育文化会館に分散している行政機能を統合し、業務・意思決定の効率化を進める。
- ・新庁舎整備に合わせて、近接し老朽化している町民会館を廃止、解体とするが、会議室等の公民館機能の一部は新庁舎で補完する。また、新庁舎に整備する会議室等は、災害時の避難場所としても利用できるよう検討する。
- ・分庁舎の行政機能を新庁舎へ集約する場合は、総合窓口設置の必要性を含めて検討する。
- ・機能移転後の分庁舎は、廃止し、解体するが、廃止・解体後の跡地利用は、隣接する学校のための有効活用を含めて検討する。
- ・デマンドバスの拡充等による利便性向上を検討する。

■将来構想

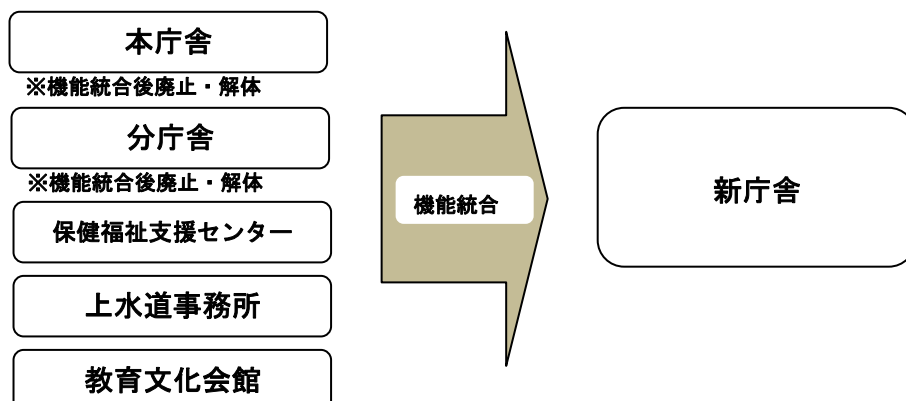
☆人や環境に優しく、町民の安全と安心を支える庁舎へ

行政系施設は、本庁舎を新たに整備し、5ヵ所に分散している行政機能を統合することにより、業務・意思決定の効率化を進め、住民の利便性の向上と防災機能の強化を図るものとします。

現在の本庁舎と分庁舎は、耐震性の無い施設であることや建替え時期が近いことから、廃止・解体するものとしますが、分庁舎解体後の敷地利用及び総合窓口設置の必要性を含めて、個別計画で検討するものとします。

また、保健福祉支援センターは、保健センター機能を存続するものとしますが、上水道事務所、教育文化会館は、大規模改修や建替え時期を迎えることから、機能移転後の建物は、他の用途への転用等を含めて、個別計画で検討するものとします。

新庁舎は、防災機能の強化はもちろんのこと、行政機能を集約することでワンストップサービスによる利便性の向上やバリアフリー、ユニバーサルデザインにそった整備、デマンドバスの拡充等による交通手段の確保、再生可能エネルギーを最大限活用することにより、災害に強く、且つ、住民に利用しやすく、環境にも優しい施設とし、早急に個別計画で検討するものとします。





保健福祉系施設

■整備方針

- ・保健福祉支援センターは、保健福祉等業務窓口を新庁舎へ移転し、保健センター機能は存続する。
- ・鯉沢福祉センターは、機能集約により他の用途を含む施設へ転用し整備する。借用している国有地は購入。また、隣接する鯉沢プールは、防災機能を備えた駐車場として整備し、防災広場としても利用できるよう検討する。

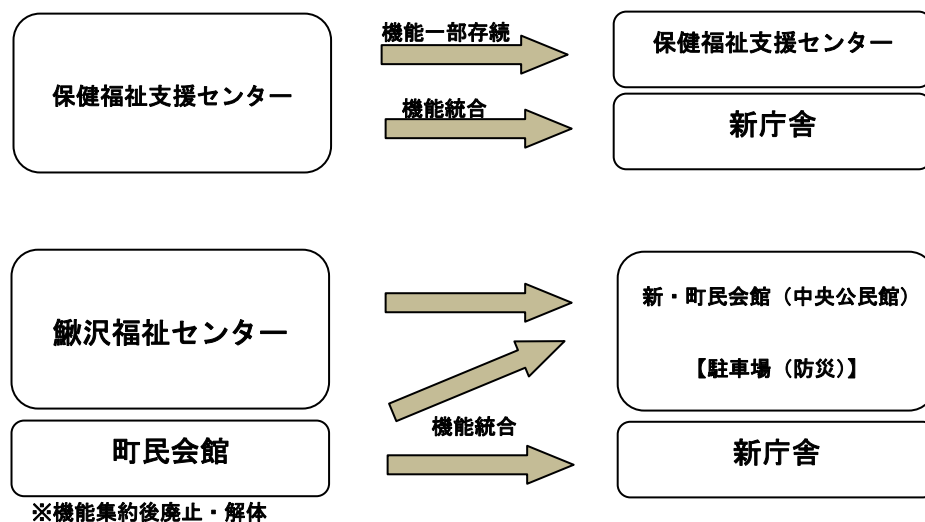
■将来構想

☆人が集い、学びと交流を創出する、防災機能を含む多機能施設へ

保健福祉系施設は、統合及び機能集約するものとします。

保健福祉支援センターは、町民の保健、医療、福祉を総合的に推進するために設置された施設ですが、住民の利便性の向上等を図るため、保健福祉等業務窓口を新庁舎へ統合し、保健センター機能は存続するものとします。

鯉沢福祉センターは、町民会館の中央公民館機能及び一部の生涯学習機能や健康増進・子育て支援機能を集約し、町民会館として位置づけて整備・充実を図るものとします。さらに現在の鯉沢福祉センターは、災害時の拠点施設でもあることから、隣接する鯉沢プールを解体し、防災機能を備えた駐車場などの整備を行い、防災機能のさらなる強化を図るものとします。





社会教育系施設

■整備方針

- ・町民会館の中央公民館機能及び一部の生涯学習機能は、新庁舎と現在の鯉沢福祉センターで行う。なお、図書館機能は、耐震性のある公共施設や民間施設への移転を含めた利活用を検討する。
- ・機能移転後の町民会館は、廃止し、解体する。
- ・教育文化会館は、教育行政機能を新庁舎へ移転するが、建物は他の用途への転用を含めて検討し、併設している望月百合子記念館の利活用についても併せて検討する。

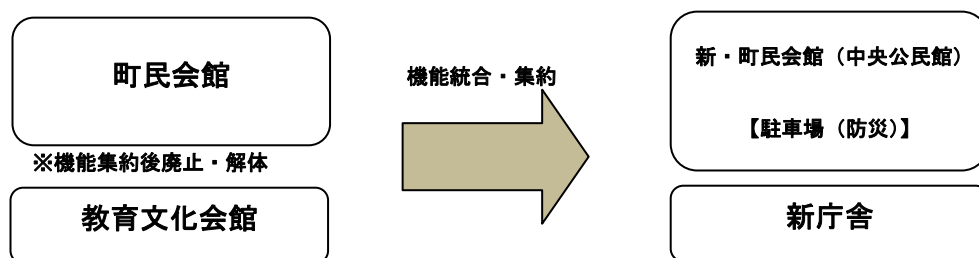
■将来構想

社会教育系施設は、統合及び機能集約するものとします。

町民会館は、耐震性の無い施設であることや、大規模改修の時期を経過していることから、中央公民館機能及び一部の生涯学習機能を備えた新・町民会館（鯉沢福祉センター）に機能集約し、さらに会議室等の公民館機能の一部を新庁舎で補完するものとします。機能移転後は、廃止・解体するものとし、跡地は、統合新庁舎の利用者等への駐車場として整備するものとします。

図書館機能については、国が計画するシビックコア地区整備事業の中核である国の合同庁舎との合築により整備するものとし、早急に個別計画で検討するものとします。

教育文化会館は、教育行政機能を新庁舎へ統合するものとしますが、機能移転後の建物は、他の用途への転用を含めて個別計画で検討するものとします。





社会体育系施設

■整備方針

- ・町民体育館は、リニア建設計画と連動して、広域的利用を視野に入れた規模・機能・移転先等を検討する。
- ・利根川公園スポーツ広場は、リニア建設計画と連動して、既存の学校施設や社会体育施設の有効活用と、町民交流広場の利活用を併せて検討する。
- ・町営プールは、利根川公園プールを存続する。鯉沢プールは廃止し、解体後、鯉沢福祉センターに併設する防災機能を備えた駐車場として整備する。
- ・鯉沢プールを防災機能を備えた駐車場として整備する際、今まで利用していた団体等の受け入れ方法を検討する。
- ・殿原及び大法師スポーツ公園弓道場は、殿原弓道場を拠点施設として存続し、大法師弓道場は、改修等が必要となった場合、若しくは、他の用途へ転用となった時点で廃止し、解体する。

■将来構想

☆人々が集い、町民の誰もが楽しめるスポーツ交流の拠点へ

社会体育系施設は、スポーツの振興を図ることはもちろんのこと、町民ニーズに応えられるスポーツ施設の整備と充実を図ることも踏まえた上で、施設の転用、既存施設の有効活用等、リニア建設計画と連動して検討するものとします。

町民体育館は、リニア建設計画と連動して、規模・機能・移転先等を早急に個別計画で検討するものとします。

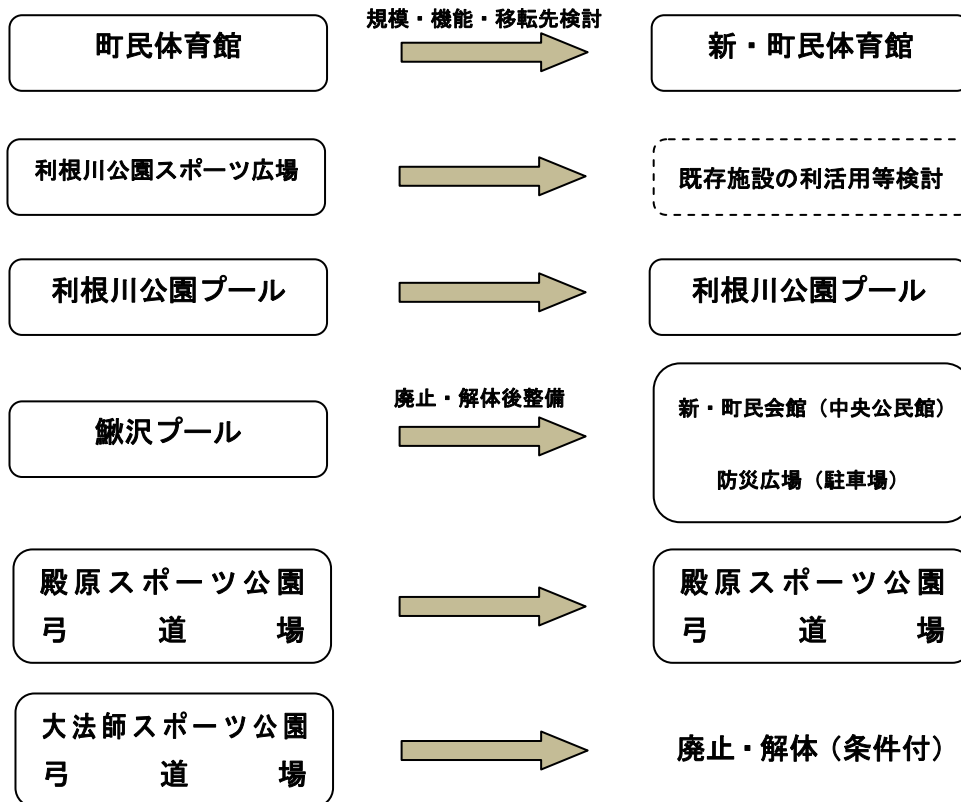
利根川公園スポーツ広場は、リニア建設計画と連動して、既存の学校施設や社会体育施設の有効活用と町民交流広場の利活用等を併せて、早急に個別計画で検討するものとします。

利根川公園プールは、継続利用することとしますが、耐震性の確保や改修等については、個別計画で検討するものとします。

鯉沢プールは、廃止・解体するものとし、災害時の拠点施設となる新・町民会館の防災機能を備えた駐車場として整備するものとします。

殿原スポーツ公園弓道場は、近的・遠的等を備えることから拠点施設として存続するものとします。

大法師スポーツ公園弓道場は、老朽化及び類似施設であることから、改修等が必要となった場合、若しくは、他の用途へ転用となった時点で、廃止・解体するものとします。





児童福祉系施設

■整備方針

- ・ますほ児童センター及び同センター内にある、ますほ北児童クラブは、リニア建設計画と連動して、規模・機能・移転先等を検討する。
- ・ますほ北児童クラブが、学校施設の余裕教室に移転可能か検討し、学校施設の余裕教室に移転不可能な場合は、学校施設の近い場所に移転可能か検討する。
- ・その他の施設（ますほ南児童クラブ・かじかざわ児童センター）は、当面、継続して使用する。

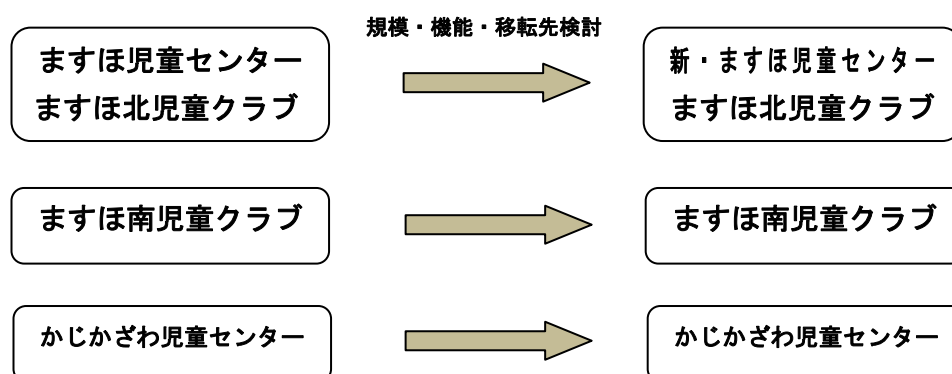
■将来構想

☆子供たちの伸び伸びとした遊び、保護者も仲間とふれあう拠点へ

児童福祉系施設は、児童に健全な遊びの場を提供し、豊かな創造性を育むことなどにより、情操が豊かで体力のある児童の健全な育成を図ることを目的としていることから、町次世代育成支援行動計画を基に、当面、継続して使用するものとします。

ますほ児童センター及び同センター内のますほ北児童クラブは、リニア建設計画のルート上に位置していることから移転対象となるため、リニア建設計画と連動して規模・機能・移転先等を早急に個別計画で検討するものとします。

なお、ますほ北児童クラブの移転については、他の町有の公共施設や学校教室の利用を含めて、検討するものとします。





文化ホール

■整備方針

- ・当面は、継続して使用するが、最も効果的な管理・運営方法を検討する。
- ・管理・運営方法は、P F I や指定管理者制度を含め検討する。

■将来構想

☆文化芸術の持つ創造力を発信し、文化芸術振興の拠点へ

文化ホールは、町民の芸術文化及び生活文化に関する知識を深め、教養の向上を図り、もって文化の発展に寄与するための施設であることから、当面、継続して使用することとしますが、最も効果的な管理・運営方法を検討するものとします。

教育系施設

■整備方針

- ・町学校規模適正化基本方針を策定済。
- ・児童減少に伴う余裕教室の活用を公的開放を含めて検討する。

■将来構想

教育系施設は、町学校規模適正化基本方針に基づくものとします。

その他施設

■整備方針

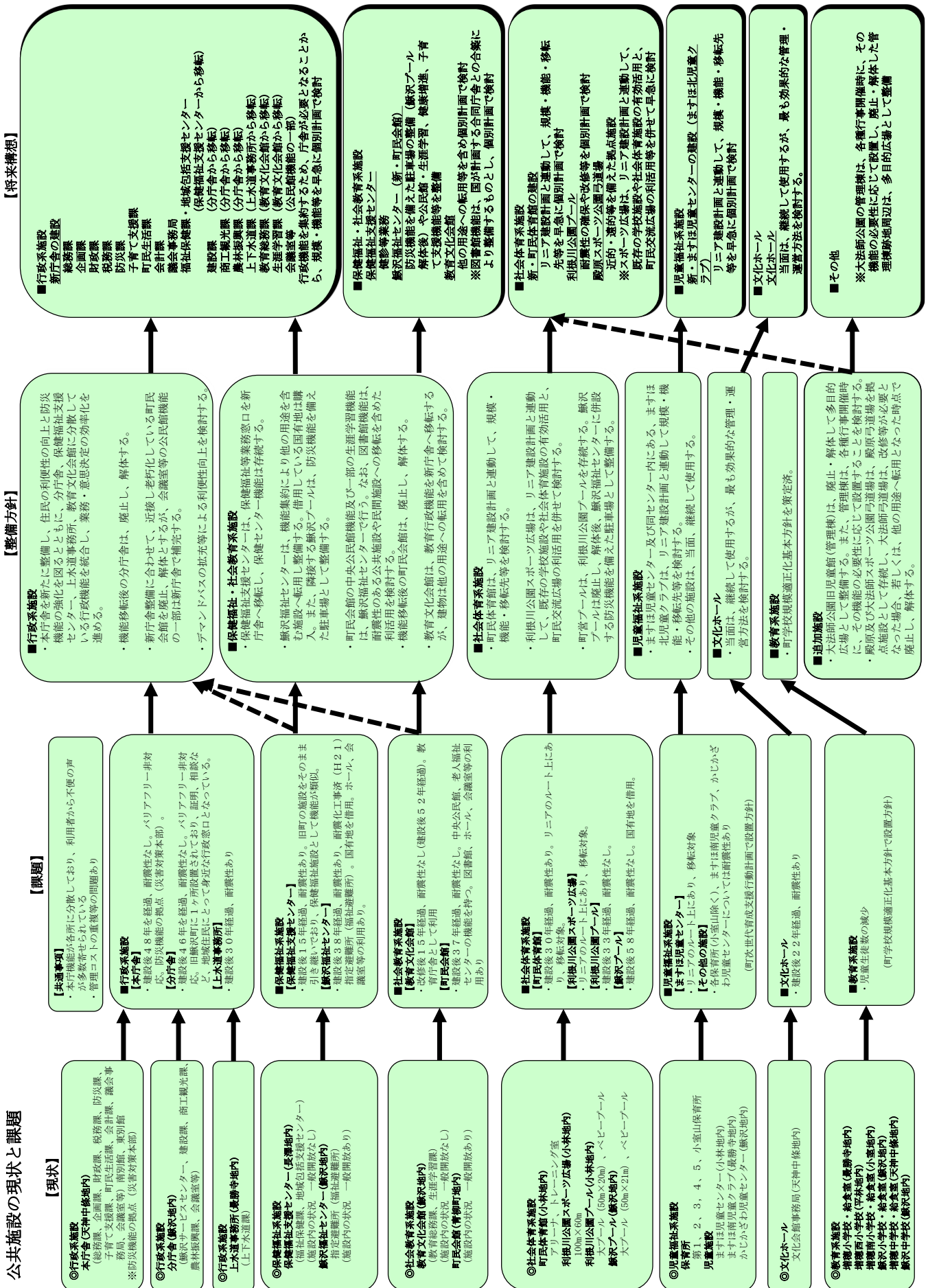
- ・大法師公園旧児童館（管理棟）は、廃止・解体して多目的広場として整備する。また、管理棟は、各種行事開催時に、その機能の必要性に応じて設置することを検討する。
- ・大法師スポーツ公園センターハウスを管理棟として利用可能か検討する。

■将来構想

大法師公園旧児童館（管理棟）は、耐震性が無く老朽化が進んでいる施設であることから廃止・解体して多目的広場として整備するものとします。また、現在の利用状況が期間限定であることから、各種行事開催時には、その機能の必要性に応じて、管理棟等の設置を検討するものとします。

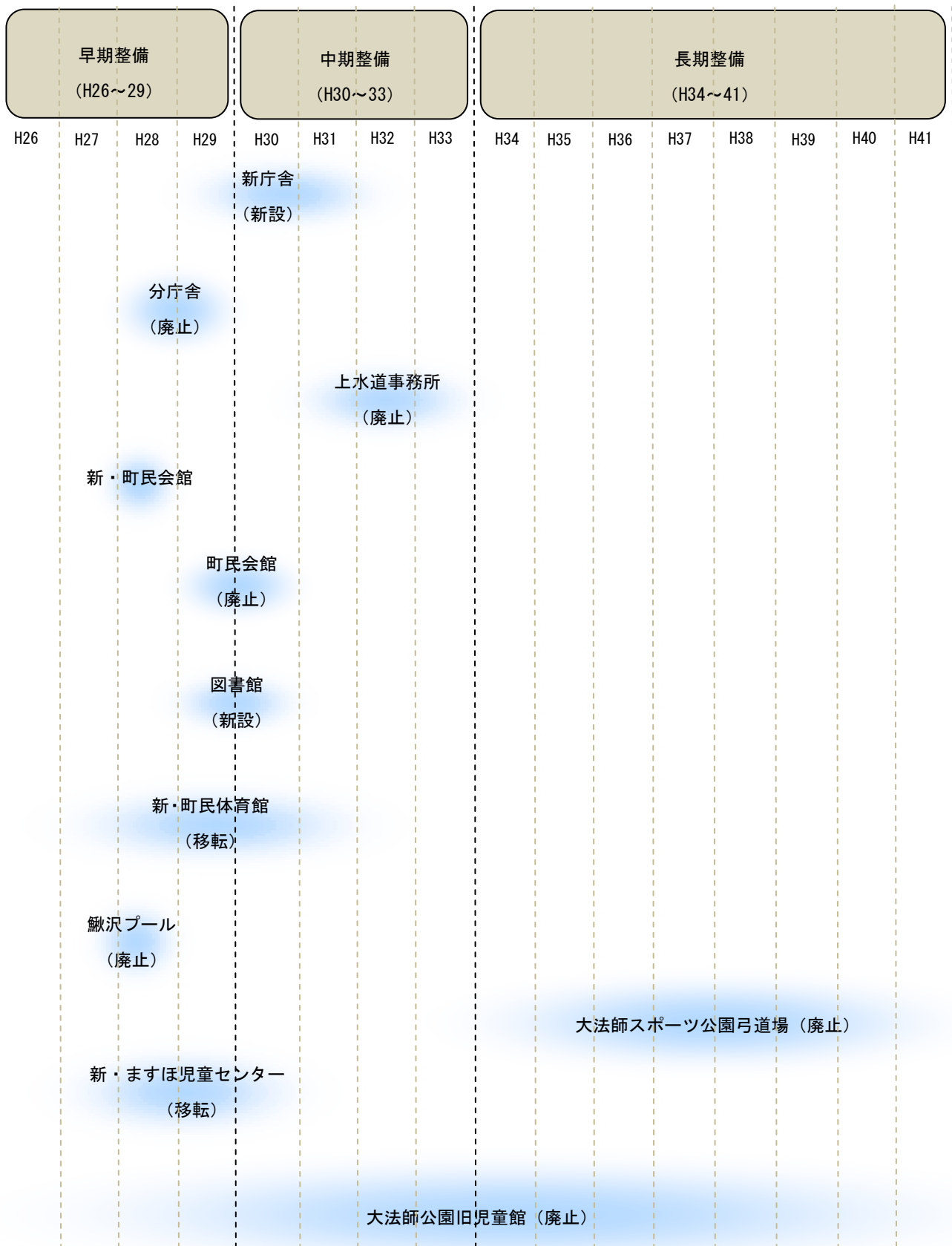


公共施設の現状と課題





3 再配置計画の整備期間



リニアルート上の移転対象3施設

◆ますほ児童センター（ますほ北児童クラブ）



◆利根川公園スポーツ広場



◆町民体育館



参 考 資 料

1 検討経過

(1) 第1回検討委員会：平成26年6月30日（月）

第1回会議では、策定の目的、基本方針、（必要性の検証、機能性の向上、公平性の確保、地域性の配慮）、施設整備にあたっての考慮すべき事項、今後の展開などについて確認した。

① 策定の目的

町総合計画の主要施策に「庁舎等の整備」「公共施設耐震化の推進」が位置づけられている。昭和40～50年代に整備された公共施設は老朽化が進み、倒壊等の人命に関わる被害につながる危険性が高まり、順次、大規模改修や建替えが必要であることを確認した。

② 基本方針

再配置の検討では、「施設状況」「利用状況」「施設維持管理費」「用途別・地域別設置状況」を基に、「必要性の検証」「機能性の向上」「公平性の確保」「地域性の配慮」の4つを基本方針（策定の考え方）として確認した。

- ・ **必要性の検証**⇒今後も、町がその施設を保有し、サービスを提供し続ける必要性を検証することを確認した。
- ・ **機能性の向上**⇒施設に対する多様化、高度化した住民ニーズを踏まえ、バランスのとれた施設配置や住民の利便性を考えたワンストップサービスの必要性を確認した。
- ・ **公平性の確保**⇒施設の利用状況、配置状況などを基に、利用機会の公平性の確保に努めることの必要性を確認した。
- ・ **地域性の配慮**⇒地域の繋がりや心の絆を大切にしつつ、地域の特色を最大限に活かしたまちづくりを推進する観点から、地域と密接な関係にある公共施設は、それらに配慮した取組みを行うことを確認した。

③ 施設整備にあたっての考慮すべき事項

効果的な施設再配置の整備を進めていくには、必要な財源の確保として補助金や起債（借入れ）の検討はもとより、あらゆる手法の導入を検討し、一般財源の負担の軽減に努め、将来的に需要が低いものは賃貸や売却による財源確保や他の施設の改修・建替え費用に充て、財源負担の軽減を図ることを確認した。

また、施設整備には、借地している施設、ユニバーサルデザインにそった整備、環境に配慮した付加価値（太陽光発電など自然エネルギーを活用）、避難場所として活用できる施設（耐震性の確保など）を考慮して検討することを確認した。

④ 今後の展開について

施設再配置の事業実施では、4つの基本方針に基づき、将来の財政負担と将来人口、将来的には売却・廃止が求められる施設、集約化・複合化・統廃合による効果が高い施設を洗い出し、再配置計画を進めていくこと確認した。

そして、施設の集約化・複合化・統廃合の実施により、公共サービスの充実を図り、住民サービスの質の向上を目指していくことを確認した。

⑤ 現状と課題

検討対象施設の現状と課題が資料提示された。

(2) 第2回検討委員会：平成26年7月30日（水）

第2回会議では、人口の推移と将来予測、財政状況、現状と課題などについて確認した。

① 人口の推移と将来予測

合併年度であるH22年度の人口は16,300人であったが、その後も減少傾向が続き、16年後の平成42年人口は12,500人になると推計される。

年齢階層別でも、老年人口割合は増加し、生産年齢人口は減少することが推計される。

こうしたことから、生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展などは、公共施設の利用状況に影響を与えるだけでなく、町の歳入の減少や歳出における扶助費の増大により財政状況にも大きな影響を及ぼすことが予想されることを確認した。

② 富士川町の財政状況

【歳入の状況】

町の歳入額は、合併年度であるH22年度は約84億円であったが、H24年度には約78億円に減少し、今後も、人口減少に伴う地方税収入や合併算定替えによる段階的縮減により地方交付税も減少し、更に厳しい財政状況が続くと見込まれることを確認した。

【合併算定替え】

市町村の運営は、国からの地方交付税などにより運営しているが、合併により誕生した市町村へは、経費の節減は合併後、直ちにできるものばかりでないことから、緩和措置として一定期間の特例措置（合併算定替え）が設けられている。

富士川町の場合は、H22年度からH31年度までが普通交付税の合併算定替え（特例措置）を受けられる期間であるが、H27年度から縮減期間が始まり、H31年度まで段階的に交付税が減少することが見込まれている。

6年後のH32年度からは、この合併算定替えによる交付税は受けられなくなるため、今年度と比較すると約4.2億円の減少が確実視され、更に厳しい財政状況となることが、見込まれていることを確認した。

【歳出の状況】

H24年度の歳出額は約74億円で、年々減少傾向である。今後は、扶助費をはじめとする社会福祉関連予算などの増加が見込まれることから、更に経費の節減に取り組む必要があることを確認した。

③ 現状と課題

検討対象施設の現状と課題、対象施設の配置図が資料提示された。

(3) 第3回検討委員会：平成26年8月21日（木）

第3回会議では、施設利用状況と維持管理費、計画策定のための基本的な考え方（計画策定5原則）などについて確認した。

① 施設利用状況と維持管理費

【施設利用状況】

H22～24年度の一般開放が可能な施設の平均利用率を見ると、多くの施設で高い利用率となっており、施設の必要性を感じるが、鯉沢福祉センターと町民会館は類似機能を併せ持つ施設であることからか、機能別では50%を下回っている状況が見受けられる。

これらの状況から、機能を分散した統廃合や既存施設の有効活用などを検討する必要があることを確認した。

行政施設の中でも、本庁舎と分庁舎（鯉沢サービスセンター）を諸証明の交付件数で比較すると、本庁舎は1日あたり110人ほど、分庁舎は1日あたり10人余の利用であり、大きな較差が見受けられるなど、機能集約により住民の利便性の向上を図る必要があることを確認した。

【維持管理費】

H24年度の検討対象13施設の維持管理費合計は、1.8億円超となっており、住民目線で見ると、非常に大きな費用がかかっていることや、再配置計画により統廃合を進めることで、維持管理費の節減、利用者の利便性の確保が必要であることを確認した。

また、文化ホールでは、年間4,000万円超の維持管理費が掛かっており、町が運営する必要性の検証や、民間活力の導入を含めた検討を行い、最も効果的な管理運営方法を検討する必要があることを確認した。

② 計画策定のための基本的な考え方（計画策定5原則）

住民サービス水準を維持しつつ、財政健全化に向けた、今後の公共施設における適正配置を進めるためには、「計画策定5原則」を定めて検討することを確認した。

【計画策定5原則】

- ・ 公共施設の統廃合を実施
- ・ 多機能、複合化による施設の充実を図る
- ・ 新たな施設は、原則として建設しない
- ・ 施設更新の優先順位づけと計画的な保全による長寿命化
- ・ 住民との協働、官民連携の推進

(4) 第4回検討委員会：平成26年9月12日（金）

第4回会議では、施設の更新費用、整備方針（案）について検討し、整備方針が承認された。

① 施設の更新費用

検討対象を12施設に絞り（利根川公園スポーツ広場は、グラウンドのため除く）、総務省の試算ソフトを活用し、施設ごとに大規模改修、建替えをした場合の更新費用を算出した。

この試算により、今後40年間で12施設を大規模改修、建替えをした場合の更新費用は、98.7億円が掛かると算出され、公共施設の再配置計画を策定し、速やかに実施していく必要があることを確認した。

② 整備方針

【行政系施設の整備方針】

- ・本庁舎を新たに整備し、住民の利便性の向上と防災機能の強化を図るとともに、分庁舎、保健福祉支援センター、上水道事務所、教育文化会館に分散している行政機能を統合し、業務・意思決定の効率化を進める。
- ・機能移転後の分庁舎は、廃止し、解体する。
- ・新庁舎整備に合わせて、近接し老朽化している町民会館を廃止、解体とするが、会議室等の公民館機能の一部は新庁舎で補完する。
- ・デマンドバスの拡充等による利便性向上を検討する。

【保健福祉・社会教育系施設の整備方針】

- ・保健福祉支援センターは、保健福祉等業務窓口を新庁舎へ移転し、保健センター機能は存続する。
- ・鯉沢福祉センターは、機能集約により他の用途を含む施設へ転用し整備する。借用している国有地は購入。また、隣接する鯉沢プールは、防災機能を備えた駐車場として整備する。
- ・町民会館の中央公民館機能及び一部の生涯学習機能は、鯉沢福祉センターで行う。なお、図書館機能は、耐震性のある公共施設や民間施設への移転を含めた利活用を検討する。
- ・機能移転後の町民会館は、廃止し、解体する。
- ・教育文化会館は、教育行政機能を新庁舎へ移転するが、建物は他の用途への転用を含めて検討する。

【社会体育系施設の整備方針】

- ・町民体育館は、リニア建設計画と連動して、規模・機能・移転先等を検討する。
- ・利根川公園スポーツ広場は、リニア建設計画と連動して、既存の学校施設や社会体育施設の有効活用と、町民交流広場の利活用を併せて検討する。
- ・町営プールは、利根川公園プールを存続する。鯉沢プールは廃止し、解体後、鯉沢福祉センターに併設する防災機能を備えた駐車場として整備する。

【児童福祉系施設の整備方針】

- ・ますほ児童センター及び同センター内にある、ますほ北児童クラブは、リニア建設計画と連動して規模・機能・移転先等を検討する。
- ・その他の施設は、当面、継続して使用する。

【文化ホールの整備方針】

- ・当面は、継続して使用するが、最も効果的な管理・運営方法を検討する。

【教育系施設の整備方針】

- ・町学校規模適正化基本方針を策定済。

【追加施設の整備方針】

- ・大法師公園旧児童館(管理棟)は、廃止・解体して多目的広場として整備する。また、管理棟は、各種行事開催時に、その機能の必要性に応じて設置することを検討する。
- ・殿原及び大法師スポーツ公園弓道場は、殿原弓道場を拠点施設として存続し、大法師弓道場は、改修等が必要となった場合、若しくは、他の用途へ転用となった時点で廃止し、解体する。

(5) 第5回検討委員会：平成26年9月30日（火）

第5回会議では、将来構想、公共施設再配置計画（案）について検討し、公共施設再配置計画が承認された。



2 富士川町公共施設再配置計画策定検討委員会名簿

(順不同・敬称略)

No.	氏 名	所属（役職名）	備 考
1	神田 智	副議長	
2	長澤 健	総務常任委員長	
3	井上 光三	教育厚生常任委員長	
4	市川 淳子	産業建設常任委員長	
5	小池 太一	区長会会長	
6	雨宮 俊夫	区長会副会長	体育協会会長
7	◎志村 一彦	社会福祉協議会会長	行財政改革推進委員会会長
8	中込 文江	教育委員長	
9	保坂 満	社会教育委員長	
10	○依田 英男	都市計画審議会会長	
11	杉田 宗利	体育協会副会長	
12	齊藤 亘	スポーツ推進審議会副会長	スポーツ推進委員会会長
13	原田 秀彦	スポーツ推進委員副会長	
14	澤登 昭文	文化協会会長	
15	齋藤 光江	公民館運営審議会会長	
16	堀内 春美	女性団体連絡協議会会長	
17	折居 博文	民生児童委員会会長	
18	依田 茂	児童センター運営委員代表	
19	宇田川 貴之	町連PTA会長	増穂西小学校
20	芦澤 武	町連保育所保護者会会長	第2保育所
21	入倉 治彦	商工会会長	
22	望月 眞由美	公募町民	
23	山下 政巳	公募町民	
24	柳澤 明仁	公募町民	

◎委員長 ○副委員長

3 富士川町公共施設再配置計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 町の公共施設の再配置を効果的かつ効率的に推進するため、公共施設再配置計画の策定に関し調査審議を行う富士川町公共施設再配置計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 町の行政財産である施設のうち、地域の活性化拠点となっている観光施設、道路、橋りょう、上下水道の設備及びごみ収集所等の小規模な施設を除く施設をいう。
- (2) 公共施設の再配置 公共施設のあり方について抜本的な見直しを行い、その適正な配置による効率的な管理運営を実現することをいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 公共施設の再配置の方針に関すること。
- (2) 富士川町公共施設再配置計画の策定に関すること。
- (3) その他委員会において必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第4条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 公募町民
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は、委員の委嘱の日から富士川町公共施設再配置計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会における審議結果を提言書として取りまとめ、町長に報告する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画課に公共施設等総合管理計画室において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第7条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。